

「障害者差別解消法」施行に伴う

障害学生に関する

紛争の防止・解決等事例集

平成 30 年度収集事例



独立行政法人

日本学生支援機構

JASSO Japan Student Services Organization

はじめに

平成 31 年 3 月

平成 28 年 4 月の「障害者差別解消法」の施行に伴い、すべての国公立大学等において、学生を含む障害者への差別的取り扱いの禁止が義務化されました。また、合理的配慮の不提供の禁止については、国公立大学等は法的義務、私立大学等は努力義務となりました。

今後は、障害のある学生と大学等との間において、差別的取扱いや合理的配慮の不提供に関する相談や紛争の増加が予想されます。

当機構では、こうした状況を踏まえ、これら紛争の防止や解決に関して、各大学等が適切な対応を行なうために参考にできる具体例を収集・分析・公表・普及することを目的とする調査を平成 28 年度から実施しております。本調査にご協力いただいております高等教育機関、相談機関等の関係者の皆様に、厚く御礼申し上げます。

本調査において各大学等から提出いただいた具体的事例については、これらを分析して公表し、さらに蓄積、普及していくことで、各大学等における紛争の防止や解決に向けた一助となることを期待しております。高等教育機関や相談機関等の関係の皆様におかれましては、合理的配慮を行なう際などにおける参考資料として、本事例集をぜひご活用いただきますようお願いいたします。

日本学生支援機構学生生活部長 頼本 維樹

「紛争」等の概念について

現在、我が国では、障害学生支援に関して裁判に至るほどの紛争事例は、まだほとんどありません。そこで本調査では、紛争を以下のように位置づけ、これらを未然に防止し適切に解決するための参考となる事例を対象としています。

■ 紛争とは

障害学生支援の場で「紛争」という言葉を聞くと、たとえば非難応酬などの感情的にこじれてしまったトラブルや、裁判などの大きな揉め事をイメージする方もいるかもしれません。しかし、本調査における「紛争」の概念は、そのイメージとは異なります。本調査では、大学等と学生等とが対立した状況で、自己の利益の実現のため、相互に要求と拒絶を行なっているプロセスを、「紛争」と理解します（注）。たとえば、学生がエレベーターの設置を要求したのに対し、大学がコストを理由にその要求を受入れない状況（対立した状況）で、学生と大学が一步も譲らず、エレベーターの設置に関して相互に要求と拒絶をしているプロセスが「紛争」です。

■ 建設的対話とは

これに対して、「建設的対話」とは、学生の抱える困難を解決するため、大学等と学生等がお互いに協調するプロセスをいいます。たとえば、学生がエレベーターの設置を要求したのに対し、大学はコストを理由にその要求を受入れず、学生の困難を解消する代替案として教室変更措置を提案したとします。学生は、その提案を納得して受入れるも、教室変更措置に加え、必要に応じてインターネット中継を実施することも希望し、大学がそれを受入れる、といったプロセスが「建設的対話」です。ここでは、双方の意向と事情が考慮に入れられつつ、学生の困難の解決に向けた協力がなされています。

■ 紛争をコントロールする

大学等が、学生からの申し出を受け、話し合いをするプロセスでは、「紛争」の側面と「建設的対話」の側面が混在することがあります。そのような場合、「紛争」を適切にコントロールし、「建設的対話」を図ることにより、学生も納得できる合意の形成を目指すことが、大学等に求められます。また、大学等が、「紛争」が継続し全面に出ることを防止し、「建設的対話」による相互理解に努めることは、感情的にこじれる事態や裁判に「紛争」がもちこまれる事態などを防ぐうえでも重要です。それらの事態の解決に要するコストは決して小さくありません。

■ 紛争の防止、解決

たしかに、大学等と学生等との話し合いの場で、一時的・局所的な「紛争」が発生するのは、ある意味では仕方がないことかもしれません。しかしながら、学生の機会の平等の点からも、大学等のリスクマネジメン

トの点からも、「紛争」の継続化・全面化（対立した状況において要求と拒絶のプロセスが長期間継続し、話し合いの場が「紛争」一色に染まること）を防止する必要性は高いといえます。そのような意味での「紛争の防止」に役に立つ情報を収集し提供するものが、本調査の目的です。加えて、継続化・全面化してしまった「紛争」が学内でどのように解決されているか、また裁判所を含む学外機関に「紛争」がもちこまれた場合に、それがどのように解決されているか、という意味での「紛争の解決」に関する情報を収集し提供することも、本調査の目的です。

（注）たとえば、六本佳平『法社会学』（有斐閣、1986年）では、「『紛争』とは、①具体的かつ特定の行為主体の間における、②生活上の真剣な利害の対立に基づくあらそいであって、③相手方の行為自体に対する働きかけを伴う直接的なあらそいであり、（③を意味の次元でとらえれば）要求とその拒絶という伝達を伴うあらそいである」と記されています。

※「障害者差別解消法」及び合理的配慮の提供についての詳細は、以下の内閣府ウェブサイト「障害を理由とする差別の解消の推進ページ」でご確認ください。

<http://www8.cao.go.jp/shougai/suishin/sabekai.html>

目次

事例紹介

○大学・短期大学・高等専門学校的事例

視覚障害..... 1

聴覚・言語障害..... 7

肢体不自由..... 21

病弱・虚弱..... 33

重複..... 45

発達障害..... 51

精神障害..... 67

その他の障害..... 75

○相談機関的事例..... 83

協力者会議..... 93

索引（支援の場面別）..... 95

事例紹介（視覚障害）

視覚障害（盲）

事例 No.1113(盲) 通学支援の実施（支援学生募集・サポートマニュアル作成・通学路の安全確保等） 2

視覚障害（弱視）

事例 No.728(弱視) 通学路の一部に歩行者支援音響信号機を設置してほしいとの申し出 ... 4

事例 No.732(弱視) 学内で貸与しているモバイル拡大読書器を留学先にも持参したいとの申し出
..... 5

事例No.1113(盲) 通学支援の実施 (支援学生募集・サポートマニュアル作成・通学路の安全確保等)

【事例紹介】

事例が起きた時期

平成29年度

発生時期：受験時

事例が起きた学校

私立大学、学校規模： 5,000～9,999人

対象学生

学科(専攻)：人文学科 1年次

支援の申し出

1. 支援の申し出の受付

- ・支援の申し出があった 申し出を受けた部署：B.入試担当部署
- ・支援の申し出に関する申請書(様式)がある
- ・ニーズの聞き取りのための面談を実施した

2. 支援が必要とされた場面

受験・入学 授業・研究指導 実習、フィールドワーク等 事務窓口での対応 式典、行事、説明会、シンポジウム等への参加
学生寮への入居、施設等の利用やサービスの提供
学生寮から大学までの通学移動サポート、サークル入部

申し出への対応

1. 支援の申し出の受付

- ・配慮の提供について、学内の関係部署による検討・協議を行なった
- ・協議に参加した部署(者)

入試担当部署 学生生活支援担当部署 教務担当部署
施設・設備担当部署 教育部門 保健管理部門 就職支援部門 寮管理委託機関、管理人

- ・配慮内容の決定は建設的対話を通じて学生との合意の上で行なった
- ・決定した配慮内容について学内関係部署に配慮依頼書を配付した

2. 配慮内容決定後のモニタリング・フォローアップ

- ・当該学生に対して、感想・不満等の聞き取りを行なった
- ・当該学生に対して、定期面談を行なっている
- ・その後の状況に関して、関係部署(者)に聞き取り、情報共有等を行なっている

申し出内容と配慮の提供

申し出内容1

必要に応じて職員、学生にキャンパス内・教室間の移送、登下校時等にサポートを受けたい。教室の出入口のドアの点字表示、歩行訓練を希望する。

決定した配慮内容

申し出通りの配慮の提供を決定した

配慮内容決定時点での合意形成 A.できた

合意形成できたと考える根拠:A.こちらの提案を受け入れた

事後評価:A.ニーズを満ち、学生も満足している

事後評価の理由・詳細：入寮を希望したため、寮から大学までの通学(徒歩)の移動もサポートすることに決定した。本学には障害学生支援の学生ボランティア体制がないことを本人に説明した上で、学生課で関係部署と協議し、寮監の教員から寮生に協力を求める等実施。またボランティアセンターが初めて移動サポーター学生の支援を担当することになり、支援学生の募集・担当割・サポートマニュアル作成・歩行ルートの提案・歩行訓練等を行った。通学路の安全確保は学生課が掲示や協力を求める等対応した。移動時の安全と自立歩行のためキャンパス内・建物内の点字ブロックの設置を検討し障害学生本人に提案。本人と移動ルートを確認し、学生課・施設課等と協議の上、段階的に設置した。

申し出内容2

学生寮に入寮して生活したい。

決定した配慮内容

申し出通りの配慮の提供を決定した

配慮内容決定時点での合意形成 A.できた

合意形成できたと考える根拠:A.こちらの提案を受け入れた

事後評価:A.ニーズを満たし、学生も満足している

事後評価の理由・詳細：当該学生・保証人、学生課長、学生課寮担当職員、寮監の教員、寮長等の寮生代表者、大学関連の寮運営会社、寮管理人で打合せを行いできるところから対応を進めた。寮監からの寮生への説明、動線を考えた部屋の指定（当面変更しない）、玄関とチャイム付近、寮内エレベーター前の点字ブロックの設置、シャワー室の利用方法等施設課に協力を求め改善した。入寮後数週間は保証人が付き添い生活に慣れるようにサポートしてもらった。

申し出内容3

授業関係教材の点訳、図等の点訳、板書の読み上げ、ブレイルメモの持込許可

決定した配慮内容

申し出通りの配慮の提供を決定した

配慮内容決定時点での合意形成 A.できた

合意形成できたと考える根拠:A.こちらの提案を受け入れた

事後評価:A.ニーズを満たし、学生も満足している

事後評価の理由・詳細：学生課・教務課で支援希望内容を事前に聴取・障害学生本人・保証人との面談により確認、所属学部・学科の学科主任・学生主任等の教員で具体的な支援内容を打合せた。また点訳を依頼する学外の点訳ボランティア機関に本人も含めて教務課が詳細を打ち合わせた。費用は大学負担。点訳機関との連絡調整は教務課が担当し、試験・課題、その他の就職行事・学生生活支援に必要な資料等も含めて点訳依頼を行った。授業担当教員には「支援依頼書」を本人・教務課・保健管理室で作成・配信した上で、教務課が各教員・本人と具体的な対応事項を打ち合わせながら実施した。

申し出内容4

サークルに入りたい。

決定した配慮内容

申し出通りの配慮の提供を決定した

配慮内容決定時点での合意形成 A.できた

合意形成できたと考える根拠:A.こちらの提案を受け入れた

事後評価:A.ニーズを満たし、学生も満足している

事後評価の理由・詳細：学生課から事前に希望するサークルの指導者に障害状況や支援体制を伝え理解を求めた。障害学生が入った寮に同じサークル部員がおり、適宜、帰寮までの移動サポートを受けた。発表等のイベントは本人が参加の是非を決めていた。

申し出内容5

持病があり定期通院する。体調不良時には休養したい。

決定した配慮内容

申し出通りの配慮の提供を決定した

配慮内容決定時点での合意形成 A.できた

合意形成できたと考える根拠:A.こちらの提案を受け入れた

事後評価:A.ニーズを満たし、学生も満足している

事後評価の理由・詳細：保健管理室で定期的に学医面談や保健師面談を行い、持病の状況や体調不良時の相談に対応し、寮の管理人や学生課寮担当職員にも必要時見守りを依頼するなど連携した。ボランティアセンター内の応接室が障害学生の居場所となり、休養・昼食・支援学生との待ち合わせに活用している。

配慮内容決定後の不服、不満、苦情の申し立て

不服、不満、苦情等の申し立てはなかった。

その後の経過、課題等

移動サポートの範囲について、大学までの通学は生活支援と考えている。今回、障害学生が大学の学生寮に入寮し、通学の移動サポートも希望したため、協議の結果、大学でサポート体制をとることになった。当該学生とともに卒業後の自立を目指しつつ支援している。また、障害学生支援のための学生ボランティア体制づくり、紛争発生の備えも含めて、支援決定のルート（会議体・責任の所在）の明確化が課題である。

事例No.728(弱視) 通学路の一部に歩行者支援音響信号機を設置してほしいとの申し出

【事例紹介】

事例が起きた時期

平成29年度

発生時期：入学後

事例が起きた学校

私立大学、学校規模： 10,000人以上

対象学生

学科(専攻)：工学 2年次

支援の申し出

1. 支援の申し出の受付

- ・支援の申し出があった
- ・支援の申し出に関する申請書(様式)がある

2. 支援が必要とされた場面

記載なし

申し出への対応

1. 支援の申し出の受付

- ・配慮の提供について、学内の関係部署による検討・協議を行なった
- ・協議に参加した部署(者)
障害学生支援部署, 学生生活支援担当部署, 施設・設備担当部署
- ・配慮内容の決定は建設的対話を通じて学生との合意の上で行なった

2. 配慮内容決定後のモニタリング・フォローアップ

- ・当該学生に対して、定期面談を行なっている

申し出内容と配慮の提供

申し出内容1

通学路にある横断歩道の一部に「歩行者支援音響信号機」を設置してほしい

決定した配慮内容 配慮の不提供を決定した

不提供の理由：A. 高等教育機関としての本来の業務に付随するものではなかったため

信号機の設置に関する権限が大学にはなく、行政・警察とそれぞれに状況説明をしたが、近隣住民との関係性やその他周辺施設との兼ね合いで、見送られた。

配慮内容決定時点での合意形成 A. できた

合意形成できたと考える根拠：A. こちらの提案を受け入れた

事後評価：C. ニーズを満たせなかったが、学生は理解し、我慢している

事後評価の理由・詳細：同じマンションに同級生がたくさん暮らしており、行き帰りをともにしているため、不自由していないと面談の中で回答があった。

配慮内容決定後の不服、不満、苦情の申し立て

不服、不満、苦情等の申し立てはなかった。

その後の経過、課題等

学生本人のニーズよりも、保護者からの不安の声が大きく対応に苦慮した。本人は、すでに通いなれた通学路ということもあり、特に不自由なく通学している。

事例No.732(弱視) 学内で貸与しているモバイル拡大読書器を留学先にも持参したいとの申し出

【事例紹介】

事例が起きた時期

平成29年度

発生時期：その他

事例が起きた学校

私立大学、学校規模： 10,000人以上

対象学生

学科（専攻）：工学 2年次

支援の申し出

1.支援の申し出の受付

- ・支援の申し出があった
- ・支援の申し出に関する申請書（様式）がある

2.支援が必要とされた場面

申し出への対応

1.支援の申し出の受付

- ・配慮の提供について、学内の関係部署による検討・協議を行なった
- ・協議に参加した部署（者）

障害学生支援部署

- ・配慮内容の決定は建設的対話を通じて学生との合意の上で行なった

2.配慮内容決定後のモニタリング・フォローアップ

- ・当該学生に対して、感想・不満等の聞き取りを行なった
- ・当該学生に対して、定期面談を行なっている
- ・その後の状況に関して、関係部署（者）に聞き取り、情報共有等を行なっている

申し出内容と配慮の提供

申し出内容1

海外留学に際し、学内で貸与しているモバイル拡大読書器を留学先にも持参したい。

決定した配慮内容 配慮の不提供を決定した

不提供の理由：F.過重な負担（費用・負担の程度）

学内に1台しかない機器で、他の利用学生も使用しているため、長期間の貸し出しは困難。当該学生の留学のために追加で購入するには、高価な物品であった。なお本来であれば、受入先の大学が配慮を提供すべきことであり、受入先の大学に配慮を申し出て、代替手段を検討いただいた。

配慮内容決定時点での合意形成 A.できた

合意形成できたと考える根拠:A.こちらの提案を受け入れた

事後評価:B.ニーズを完全には満たしていないが、学生も概ね満足している

事後評価の理由・詳細：受入先が現地での配慮について検討くださり、概ね本学で提供していると同程度の配慮を受けられることになったことで、本人も納得したと話していた。

配慮内容決定後の不服、不満、苦情の申し立て

不服、不満、苦情等の申し立てはなかった。

その後の経過、課題等

学生本人のニーズよりも、保護者からの不安の声が大きく対応に苦慮した。本人は、すでに受けられる配慮の中での留学に納得しており準備を進めている。

事例紹介（聴覚・言語障害）

聴覚・言語障害（聾）

- 事例 No.781(聾) グループワーク及び学外実習に手話通訳をつけてほしいとの申し出…………… 8
- 事例 No.851(聾) 講義での教員のマイク使用、授業中に席を移動することについての申し出 ……
…………… 10
- 事例 No.865(聾) ノートテイクを受けていた学生の音声認識アプリでの支援へ切り替え…………… 11
- 事例 No.936(聾) 授業理解には、手話通訳及び 1 週間以内の完璧な文字起こしが必要との不
服申し立て…………… 12

聴覚・言語障害（難聴）

- 事例 No.948(難聴) 講義でのマイク使用の支援を実施したが、教員のマイク使用が不徹底 ……
…………… 14
- 事例 No.991(難聴) 通信教育課程のスクーリングにおけるノートテイク雇用費用の一部負担の申
し出…………… 15
- 事例 No.1013(難聴) 不満の声はないが、教員のマイク使用、ノートテイクの配置等が不十分・
…………… 16
- 事例 No.1021(難聴) 他学生や教員に聴覚障害理解がなく疎外感を感じるとの不服申し立て…
…………… 17
- 事例 No.1081(難聴) 配慮を受けていると気づかれたいとできる限り音声認識機器による支援を
希望…………… 19

事例No.781(聾) グループワーク及び学外実習に手話通訳をつけてほしいとの申し出

【事例紹介】

事例が起きた時期

平成29年度

発生時期：入学後

事例が起きた学校

私立大学、学校規模： 2,000～4,999人

対象学生

学科（専攻）：人文科学 1年次

支援の申し出

1. 支援の申し出の受付

- ・支援の申し出があった
- ・支援の申し出に関する申請書（様式）がある
- ・ニーズの聞き取りのための面談を実施した

2. 支援が必要とされた場面

授業・研究指導 実習、フィールドワーク等
キャリア教育、就職活動

申し出への対応

1. 支援の申し出の受付

- ・配慮の提供について、学内の関係部署による検討・協議を行なった
- ・協議に参加した部署（者）
教務担当部署 教育部門 学生相談部門
- ・配慮内容の決定は建設的対話を通じて学生との合意の上で行なった
- ・決定した配慮内容について学内関係部署に配慮依頼書を配付した

2. 配慮内容決定後のモニタリング・フォローアップ

- ・当該学生に対して、感想・不満等の聞き取りを行なった
- ・当該学生に対して、定期面談を行なっている
- ・その後の状況に関して、関係部署（者）に聞き取り、情報共有等を行なっている

申し出内容と配慮の提供

申し出内容1

グループワークの授業で、ノートテイクではなく、手話通訳をつけてほしい。

決定した配慮内容

申し出通りの配慮の提供を決定した

配慮内容決定時点での合意形成 A. できた

合意形成できたと考える根拠:A.こちらの提案を受け入れた

事後評価:B.ニーズを完全には満たしていないが、学生も概ね満足している

事後評価の理由・詳細：手話通訳を付与したことで、ノートテイクよりも多くの情報を伝えられたが、必ずしも十分とは言えないため。

申し出内容2

学外実習に手話通訳をつけてほしい。

決定した配慮内容

学校が提案した配慮の提供を決定した=ノートテイクを付与

配慮内容決定時点での合意形成 A. できた

合意形成できたと考える根拠:A.こちらの提案を受け入れた

事後評価:B.ニーズを完全には満たしていないが、学生も概ね満足している

事後評価の理由・詳細：ノートテイクによる情報保障により、実習の内容を理解し取り組むことができた判断できたため。

申し出内容3

語学の授業でのリスニングの内容・評価を変更してほしい

決定した配慮内容

学校が提案した配慮の提供を決定した=リスニングの内容・テストについては、代替の方法（リーディング・ライティングなど）で評価

配慮内容決定時点での合意形成 A.できた

合意形成できたと考える根拠:A.こちらの提案を受け入れた

事後評価:C.ニーズを満たせなかったが、学生は理解し、我慢している

事後評価の理由・詳細：リスニングの内容すべてにおいて代替の方法が必ずしもとられていなかったため

配慮内容決定後の不服、不満、苦情の申し立て

不服、不満、苦情等の申し立てはなかった。

その後の経過、課題等

記載なし

事例No.851(聾) 講義での教員のマイク使用、授業中に席を移動することについての申し出

【事例紹介】

事例が起きた時期

平成29年度
発生時期：入学後

事例が起きた学校

私立短大、学校規模： 1～499人

対象学生

学科（専攻）：家政 1年次

支援の申し出

- 1.支援の申し出の受付
・支援の申し出があった
・支援の申し出に関する申請書（様式）がある

2.支援が必要とされた場面

授業・研究指導 実習、フィールドワーク等

申し出への対応

- 1.支援の申し出の受付
・配慮の提供について、学内の関係部署による検討・協議を行なった
・協議に参加した部署（者）
教務担当部署 短大教員
・配慮内容の決定は建設的対話を通じて学生との合意の上で行なった
・決定した配慮内容について学内関係部署に配慮依頼書を配付した
- 2.配慮内容決定後のモニタリング・フォローアップ
・当該学生に対して、感想・不満等の聞き取りを行なった
・その後の状況に関して、関係部署（者）に聞き取り、情報共有等を行なっている

申し出内容と配慮の提供

申し出内容1

講義は、マイクを使ってほしい

決定した配慮内容

申し出通りの配慮の提供を決定した

配慮内容決定時点での合意形成 A.できた

合意形成できたと考える根拠:A.こちらの提案を受け入れた

事後評価:A.ニーズを満ち、学生も満足している

事後評価の理由・詳細：担当教員が上記の配慮をしてくれたので、学生も概ね満足している回答を得た。

申し出内容2

席の移動

決定した配慮内容

学校が提案した配慮の提供を決定した=本人がクラスの学生に伝えてないので、移動する理由を伝えたくないということで、そのままの授業もある。

配慮内容決定時点での合意形成 A.できた

合意形成できたと考える根拠:A.こちらの提案を受け入れた

事後評価:B.ニーズを完全には満たしていないが、学生も概ね満足している

事後評価の理由・詳細：学生も概ね満足している回答を得た。ただ、グループで話し合うなど、クラス全体がザワザワすると聞こえづらい問題があり、全て解消されていない。

配慮内容決定後の不服、不満、苦情の申し立て

不服、不満、苦情等の申し立てはなかった。

その後の経過、課題等

記載なし

事例No.936(聾) 授業理解には、手話通訳及び1週間以内の完璧な文字起こしが必要との不服申し立て

【事例紹介】

事例が起きた時期

平成29年度

発生時期：受験時

事例が起きた学校

国立大学、学校規模： 10,000人以上

対象学生

学科（専攻）：その他 記入なし年次

支援の申し出

1. 支援の申し出の受付

- ・支援の申し出があった 申し出を受けた部署：D.教務担当部署
- ・支援の申し出に関する申請書（様式）がある

2. 支援が必要とされた場面

受験・入学 授業・研究指導

申し出への対応

1. 支援の申し出の受付

- ・配慮の提供について、学内の関係部署による検討・協議を行なった
- ・協議に参加した部署（者）

障害学生支援部署 教務担当部署 教育部門

- ・配慮内容の決定過程に当該学生は参加せず、決定後に通知した

2. 配慮内容決定後のモニタリング・フォローアップ

- ・当該学生に対して、感想・不満等の聞き取りを行なった
- ・その後の状況に関して、関係部署（者）に聞き取り、情報共有等を行なっている

申し出内容と配慮の提供

申し出内容1

手話をつけて欲しい。

決定した配慮内容

学校が提案した配慮の提供を決定した=文字情報支援を行う

配慮内容決定時点での合意形成 A.できた

合意形成できたと考える根拠:A.こちらの提案を受け入れた

事後評価:D.ニーズは満たせず、学生は納得していないと思われる

事後評価の理由・詳細：文字情報支援での誤字が多かったこと、表示に数秒のタイムラグがあり、不満が大きい。

申し出内容2

また、授業内容の音声のテキスト化を1週間以内にやってほしい。

決定した配慮内容

学校が提案した配慮の提供を決定した=①の代替案の文字情報支援のログの提供

配慮内容決定時点での合意形成 A.できた

合意形成できたと考える根拠:A.こちらの提案を受け入れた

事後評価:D.ニーズは満たせず、学生は納得していないと思われる

事後評価の理由・詳細：ログの修正がないことに対する不満があった

配慮内容決定後の不服、不満、苦情の申し立て

不服、不満、苦情等の申し立てがあった。

申し立てを受けた部署（者）：A.障害学生支援部署

授業の理解のためには、手話通訳および1週間以内の完璧な授業内容の文字起こしが必要。

申し立てへの対応に関わった部署（者）

障害学生支援部署

教育部門（学部、担当教員等）

申し立てへの対応手順：授業提供部局、障害学生支援部門、当該学生で、建設的な対話を改めて行い、

手話通訳ではなく、文字情報支援に至ったかの説明を行った。

代替案を含めたプランを示し、本人に選択してもらった。

申し立てへの対応内容：PCテイクの入力者を増やし、外部の支援団体にログの修正を依頼した。

対応に対する学生の反応

・不服、不満、苦情が継続している

学生の反応の具体的内容：手話でないことに対する不満が継続。ただし授業理解に関しては改善したことは本人も認めている。

学外機関との連携

・連携・協議し配慮を調整

連携・協議の具体的内容：学内資源のみでは困難だったため、PCテイクを直接および遠隔でサポートしてもらった。

その後の経過、課題等

今回は非正規生だったため、1コマのみの対応であったが、当該学生にかけたコストと同等の水準で支援を行った場合、学生が卒業するまで支援を行うのは難しい。

また、限られた予算で調整する中で非正規生に対して多くのコストとマンパワーを費やすことが大学内部で理解を得られるのが困難である。

授業の理解が、受講生の能力の問題かどうかを判断する基準がない。非正規生を受け入れるにあたって、その点が合理的配慮を提供するときの議論になると思う。

事例No.948(難聴) 講義でのマイク使用の支援を実施したが、教員のマイク使用が不徹底

【事例紹介】

事例が起きた時期

平成29年度

発生時期：受験時

事例が起きた学校

私立大学、学校規模： 2,000～4,999人

対象学生

学科(専攻)：社会科学 4年次

支援の申し出

1.支援の申し出の受付

- ・支援の申し出があった
- ・支援の申し出に関する申請書(様式)がある
- ・ニーズの聞き取りのための面談を実施した

2.支援が必要とされた場面

受験・入学 授業・研究指導 キャリア教育、就職活動

申し出への対応

1.支援の申し出の受付

- ・配慮の提供について、学内の関係部署による検討・協議を行なった
- ・協議に参加した部署(者)

入試担当部署 学生生活支援担当部署 教務担当部署
保健管理部門

- ・配慮内容の決定は建設的対話を通じて学生との合意の上で行なった

2.配慮内容決定後のモニタリング・フォローアップ

- ・当該学生に対して、感想・不満等の聞き取りを行なった
- ・当該学生に対して、定期面談を行なっている
- ・その後の状況に関して、関係部署(者)に聞き取り、情報共有等を行なっている

申し出内容と配慮の提供

申し出内容1

難聴に伴う授業時の教員のマイク使用の依頼、当該学生のFM受信機使用の許可を希望

決定した配慮内容

申し出通りの配慮の提供を決定した

配慮内容決定時点での合意形成 A.できた

合意形成できたと考える根拠:A.こちらの提案を受け入れた

事後評価:B.ニーズを完全には満たしていないが、学生も概ね満足している

事後評価の理由・詳細:教員のマイク使用が徹底されなかったため

配慮内容決定後の不服、不満、苦情の申し立て

不服、不満、苦情等の申し立てはなかった。

その後の経過、課題等

教員の理解が得られなかったのではなく、教員が使用を失念していた。教員には学期ごとに伝え、次期は改善された。学生とは折に触れ面談し感想・要望を聞き取るようにしている。聞き取り結果は、教務課・保健センターと連携して改善を試みており、学期ごとによくなっている。

事例No.991(難聴) 通信教育課程のスクーリングにおけるノートテイク雇用費用の一部負担の申し出

【事例紹介】

事例が起きた時期

平成29年度
発生時期：記入なし

事例が起きた学校

私立大学、学校規模： 10,000人以上

対象学生

学科（専攻）：記入なし 年次：記入なし

支援の申し出

1. 支援の申し出の受付
・支援の申し出があった
2. 支援が必要とされた場面
授業・研究指導 事務窓口での対応 式典、行事、説明会、シンポジウム等への参加
試験の評価、単位取得、卒業要件等

申し出への対応

1. 支援の申し出の受付
・配慮の提供について、学内の関係部署による検討・協議を行なった
・協議に参加した部署（者）
入試担当部署 学生生活支援担当部署 教務担当部署
施設・設備担当部署 教育部門
・配慮内容の決定は建設的対話を通じて学生との合意の上で行なった
2. 配慮内容決定後のモニタリング・フォローアップ
・当該学生に対して、感想・不満等の聞き取りを行なった

申し出内容と配慮の提供

相談内容：スクーリングの際にノートテイクの同席、もしくは音声を変換するソフトの使用を希望

申し出内容1

スクーリングにおいてノートテイク用の席を確保

決定した配慮内容

申し出通りの配慮の提供を決定した

配慮内容決定時点での合意形成 A.できた

事後評価：B.ニーズを完全には満たしていないが、学生も概ね満足している

申し出内容2

スクーリングにおけるノートテイク雇用費用の一部負担

決定した配慮内容

申し出通りの配慮の提供を決定した

配慮内容決定時点での合意形成 A.できた

事後評価：B.ニーズを完全には満たしていないが、学生も概ね満足している

申し出内容3

スクーリングにおいてPC使用のためのスペースを確保

決定した配慮内容

申し出通りの配慮の提供を決定した

配慮内容決定時点での合意形成 A.できた

事後評価：B.ニーズを完全には満たしていないが、学生も概ね満足している

配慮内容決定後の不服、不満、苦情の申し立て

不服、不満、苦情等の申し立てはなかった。

その後の経過、課題等

ノートテイクは大学が用意するのではなく、学生が連れてきている。
当該学生は、自治体から補助金を受給しているが、補助金は年間の授業時間数が限られていることから、補助金でまかなえない額については、大学で負担した。また、メディア授業というPCで音声が出る授業に関しては、全額大学負担で文字におこした。
要望にはできる限り対応しているが、ノートテイクを大学で用意できず、学生に用意させている点で、「ニーズを満たしていない」という事後評価をつけた。

事例No.1013(難聴) 不満の声はないが、教員のマイク使用、ノートテイクの配置等が不十分

【事例紹介】

事例が起きた時期

平成29年度
発生時期：入学後

事例が起きた学校

私立大学、学校規模： 1～499人

対象学生

学科（専攻）：人文科学 3年次

支援の申し出

1. 支援の申し出の受付
 - ・支援の申し出があった
 - ・支援の申し出に関する申請書（様式）がある
 - ・ニーズの聞き取りのための面談を実施した
2. 支援が必要とされた場面
 - 授業・研究指導 実習、フィールドワーク等

申し出への対応

1. 支援の申し出の受付
 - ・配慮の提供について、学内の関係部署による検討・協議を行なった
 - ・協議に参加した部署（者）
障害学生支援部署 入試担当部署 学生生活支援担当部署 教務担当部署
教育部門 学生相談部門
 - ・配慮内容の決定は建設的対話を通じて学生との合意の上で行なった
 - ・決定した配慮内容について学内関係部署に配慮依頼書を配付した
2. 配慮内容決定後のモニタリング・フォローアップ
 - ・当該学生に対して、感想・不満等の聞き取りを行なった
 - ・その後の状況に関して、関係部署（者）に聞き取り、情報共有等を行なっている

申し出内容と配慮の提供

申し出内容1
講義中、担当教員にマイクをつけてほしい（自分は補聴器のようなものでマイクからの音声をきく）

決定した配慮内容

申し出通りの配慮の提供を決定した

配慮内容決定時点での合意形成 A. できた

合意形成できたと考える根拠:A.こちらの提案を受け入れた

事後評価:B.ニーズを完全には満たしていないが、学生も概ね満足している

申し出内容2

講義にノートテイクをつけてほしい

決定した配慮内容

申し出通りの配慮の提供を決定した

配慮内容決定時点での合意形成 A. できた

合意形成できたと考える根拠:A.こちらの提案を受け入れた

事後評価:C.ニーズを満たせなかったが、学生は理解し、我慢している

配慮内容決定後の不服、不満、苦情の申し立て

不服、不満、苦情等の申し立てはなかった。

その後の経過、課題等

マイクについては、本人が用意した。教員がうっかり付け忘れてしまったり、周りがうるさくて聞き取りづらいことがあったが、学生は概ね満足している。

ノートテイクについては、学生ボランティアの配置のため、授業の空きコマ等のミスマッチで、全授業につけることができず、当該学生が我慢することとなってしまった。その結果を踏まえ、後期はボランティア学生数を増やしたため、今は問題がなくなっている。

事例No.1021(難聴) 他学生や教員に聴覚障害理解がなく疎外感を感じるとの不服申し立て

【事例紹介】

事例が起きた時期

平成29年度

発生時期：授業開始後

事例が起きた学校

私立大学、学校規模： 500～999人

対象学生

学科（専攻）：保健（医・歯学を除く） 1年次

支援の申し出

1. 支援の申し出の受付

- ・支援の申し出があった
- ・支援の申し出に関する申請書（様式）がある
- ・ニーズの聞き取りのための面談を実施した

2. 支援が必要とされた場面

受験・入学 授業・研究指導 実習、フィールドワーク等 式典、行事、説明会、シンポジウム等への参加
キャリア教育、就職活動

申し出への対応

1. 支援の申し出の受付

- ・配慮の提供について、学内の関係部署による検討・協議を行なった
- ・協議に参加した部署（者）

障害学生支援部署 入試担当部署 教務担当部署 教育部門

- ・配慮内容の決定は建設的対話を通じて学生との合意の上で行なった
- ・決定した配慮内容について学内関係部署に配慮依頼書を配付した

2. 配慮内容決定後のモニタリング・フォローアップ

- ・当該学生に対して、感想・不満等の聞き取りを行なった
- ・当該学生に対して、定期面談を行なっている
- ・その後の状況に関して、関係部署（者）に聞き取り、情報共有等を行なっている

申し出内容1

全ての学内生活場面に手話通訳を配置してほしい。

★当事者学生は、中途失聴の社会人学生である。

決定した配慮内容

学校が提案した配慮の提供を決定した=当事者学生が個人的に問い合わせた地域社協の手話通訳派遣は、先方の制度上希望1)には
沿えないため、補聴器と連動した会話保障機器システムの新規導入(本学が購入)と音声認識ソフトの併用を試行しながら、その後の情報
保障の微調整を具体的に相談していくことを提案し、一度は合意した。

配慮内容決定時点での合意形成 A. できた

合意形成できたと考える根拠:A.こちらの提案を受け入れた

事後評価:D.ニーズは満たせず、学生は納得していないと思われる

事後評価の理由・詳細：学生が思う方法が実現しなかったため、大学提案提供のことからを不服と感じるに至ったようである。

※次項申し出内容2以下で述べるが大いに関係しているように思われるが。

申し出内容2

周囲の学生・教員の聴覚障害特性理解を十分にしてほしい。

決定した配慮内容

学校が提案した配慮の提供を決定した=所属学部の支援コーディネーター教員を窓口、クラスアドバイザー教員と連携して、同期学生に特性理解を求めるか、学内生活場面都度当事者学生に確認しながら、配慮工夫を具体的にこなした。教員に対しては、合理的配慮願(文書)で授業中等での情報保障の工夫を具体例を挙げながら説明し、対応を求め、必要に応じて支援コーディネーター教員が口頭でも説明・依頼した。

配慮内容決定時点での合意形成 A.できた

合意形成できたと考える根拠:A.こちらの提案を受け入れた

事後評価:D.ニーズは満たせず、学生は納得していないと思われる

事後評価の理由・詳細:グループワークの事前準備や日常の清掃活動等での他の学生との関わりがまだ的疎遠傾向にあり、疎外感を訴えてきたため。

配慮内容決定後の不服、不満、苦情の申し立て

不服、不満、苦情等の申し立てがあった。

申し立てを受けた部署(者):A.障害学生支援部署

当事者学生曰く

「これまでの職場では周囲からの配慮が当たり前であり、一度もこのような疎外感を感じたことはなかった。状況的に聴覚障害理解が共有されていないので、十分にそれをしてほしい。」

申し立てへの対応に関わった部署(者)

障害学生支援部署

教育部門(学部、担当教員等)

申し立てへの対応手順及び対応内容

- 1)当事者学生との個人面談機会を複数回もち、まずは本人が感じていることをありのままに聴取することに努めた。
- 2)併行して、当事者学生了解の元、支援コーディネーター教員(学部の兼任担当者ではなく、全学対応の専任担当者)が、①講義座学受講・②グループでの実技学習、③グループでのディスカッションワークの各授業形態別に複数回現場参加し、当事者学生の学修上の支障状況を確認するとともに、他学生あるいは授業教員との関係調整を具体的に試行した。
- 3)懸案の状況・関係改善のための周囲側課題と当事者学生側課題を整理して、調整点・歩み寄り点を検討・模索し、当事者学生との面談で共有を図った。

・引き続き協議中

・学外の相談機関等に相談した

学生の反応の具体的内容:支援コーディネーター教員が自分のために実働していることは理解しているが、“入学前は思ってもみなかった”疎外感に困惑し、何をどうすればことが落ち着くのか、まだ困惑している。

県障害福祉課へ本人が直接相談した。

学外機関との連携

・連絡、問い合わせがあった

連携・協議の具体的内容:先方から相談があった旨の連絡が本学学生支援センター長宛てに入った。タイミングとしては、申し立てへの対応手順及び対応内容での対応途上。先方担当者は、具体的な介入等の意向はなく、本学側に打診した旨の返答は本人にするとのことだった。

その後の経過、課題等

継続した当事者学生との面談から、現状は、訴訟等まで発展する紛糾状態ではないと相互に覚知しているが、当事者学生を取り巻く様子は質的に改善しているとは言い難く、引き続き丁寧に対応を図っているところである。ただ、「周囲の配慮は当たり前」という本人のメッセージは、既に各所で複数の相手(他の学生、教員)に度あるごとに伝わってしまっており、合理的配慮の調整提供実践はもちろん必要だが、情緒的な関係修正には時間を要すると考えている。

事例No.1081(難聴) 配慮を受けていると気づかれたくないといえる限り音声認識機器による支援を希望

【事例紹介】

事例が起きた時期

平成29年度
発生時期：その他

事例が起きた学校

国立大学、学校規模： 10,000人以上

対象学生

学科（専攻）：工学 1年次

支援の申し出

1. 支援の申し出の受付

- ・支援の申し出があった 申し出を受けた部署：D.教務担当部署
- ・支援の申し出に関する申請書（様式）がある
- ・ニーズの聞き取りのための面談を実施した

2. 支援が必要とされた場面

受験・入学 授業・研究指導 式典、行事、説明会、シンポジウム等への参加

申し出への対応

1. 支援の申し出の受付

- ・配慮の提供について、学内の関係部署による検討・協議を行なった
- ・協議に参加した部署（者）
障害学生支援部署 教務担当部署 教育部門
- ・配慮内容の決定は建設的対話を通じて学生との合意の上で行なった
- ・決定した配慮内容について学内関係部署に配慮依頼書を配付した

2. 配慮内容決定後のモニタリング・フォローアップ

- ・当該学生に対して、感想・不満等の聞き取りを行なった
- ・当該学生に対して、定期面談を行なっている

申し出内容と配慮の提供

相談内容：聴覚に障害があるとの申し出

申し出内容1

授業によっては、機器の貸出をしてほしい。場合によってはノートテイクをしてほしい。

決定した配慮内容

申し出通りの配慮の提供を決定した

配慮内容決定時点での合意形成 A. できた

合意形成できたと考える根拠：A.こちらの提案を受け入れた

事後評価：A.ニーズを満たし、学生も満足している

事後評価の理由・詳細：特に不満はあがらなかった。

配慮内容決定後の不服、不満、苦情の申し立て

不服、不満、苦情等の申し立てがあった。

申し立てを受けた部署（者）：A.障害学生支援部署

教員の話し方によっては、機器が音声を認識しない。また、機器の接続が切れることがある。

申し立てへの対応に関わった部署（者）

障害学生支援部署 教務担当部署 教育部門（学部、担当教員等）

申し立てへの対応手順：対応策について検討し、学生へ説明を行った。

申し立てへの対応内容：

- ・関係する教員へ、ハキハキ話してもらうよう依頼を行った。
 - ・機器の接続が切れる原因を突き止め、対処を行った。
 - ・機器ではなく、ノートテイクの提案も行ったが、希望なし。
- ノートテイクについては、自分が配慮を受けていることを、他の学生に気づかれたくないという思いがあり、できる限り機器の使用を希望した。

対応に対する学生の反応

- ・納得して、問題なく修学している

学生の反応の具体的内容：早急な対応に満足されていた。

学外機関との連携

その後の経過、課題等

記載なし

事例紹介（肢体不自由）

肢体不自由（下肢機能障害）

- 事例 No.797(下肢機能障害) 卒業まで全力でサポートすると言われたが実際は違ったとの不服申し立て…………… 22
- 事例 No.856(下肢機能障害) 実験が必要な学科の選択及び緊急対応に課題のある土日祝日の在寮を希望…………… 23

肢体不自由（上下肢機能障害）

- 事例 No.861(上下肢機能障害) 感染症対策、トイレ介助者の帯同、待機場所の確保等の申し出…………… 25
- 事例 No.916(上下肢機能障害) 一部授業の計画的選択による長期履修制度の活用、保健室の積極的利用…………… 26
- 事例 No.958(上下肢機能障害) 学外実習時のトイレ介助を行政サービス、家族、学校派遣のヘルパーで対応…………… 27
- 事例 No.993(上下肢機能障害) 書字困難で筆記に時間がかかるため、スマートフォンによる板書の撮影を許可…………… 28
- 事例 No.1117(上下肢機能障害) 本人の意思確認なく学外実習免除の決定をしたことへの不服申し立て…………… 29
- 事例 No.1125(上下肢機能障害) トイレ介助、座席配慮、車椅子設置テーブルに関する対応についての申し出…………… 30

事例No.797(下肢機能障害) 卒業まで全力でサポートと言われたが実際は違ったとの不服申し立て

【事例紹介】

事例が起きた時期

平成29年度

発生時期：授業開始後

事例が起きた学校

私立大学、学校規模： 10,000人以上

対象学生

学科（専攻）：社会科学 4年次

支援の申し出

1. 支援の申し出の受付

・支援の申し出があった

・支援の申し出に関する申請書（様式）がある

2. 支援が必要とされた場面

キャリア教育、就職活動

申し出への対応

1. 支援の申し出の受付

・配慮の提供について、学内の関係部署による検討・協議を行なった

・協議に参加した部署（者）

障害学生支援部署 学生生活支援担当部署

教務担当部署 教育部門

2. 配慮内容決定後のモニタリング・フォローアップ

・当該学生に対して、感想・不満等の聞き取りを行なった

申し出内容と配慮の提供

申し出内容1

試験について、疼痛緩和のため、試験室内へのクッションの持ち込み、ならびに試験中の使用を許可して欲しい。

決定した配慮内容

学校が提案した配慮の提供を決定した=持ち込み物があるため、従来の受験会場ではなく、別室での受験を提案した。

配慮内容決定時点での合意形成 B. できなかった

事後評価:D. ニーズは満たせず、学生は納得していないと思われる

事後評価の理由・詳細：所属学部に対して、インクルーシブ教育に後ろ向きであると感じ、その思いが一因となり、結果的に自主退学に至った。

配慮内容決定後の不服、不満、苦情の申し立て

不服、不満、苦情等の申し立てがあった。

申し立てを受けた部署（者）：A. 障害学生支援部署

入学前のオープンキャンパスでは、「ハンディを持っていても卒業まで全力でサポートする」と言われたにも関わらず、実際にはそうでなかった現実に憤慨。

また、以前に「この学部では面倒見きれない。合わない。通信制に行った方が良い」とも言われたことがある。

申し立てへの対応に関わった部署（者）

学生本人の希望により、申し立ての手続きはとられなかった。

対応に対する学生の反応

・不登校、休学、退学等

学生の反応の具体的内容：企業からの内定をもらっていたが、4年間での卒業ができないことになった（修学上配慮の未実施とは無関係）ため、

通信制の大学で単位取得し、大学卒業を目指すため進路変更することにした。

その後の経過、課題等

記載なし

事例No.856(下肢機能障害) 実験が必要な学科の選択及び緊急対応に課題のある土日祝日の在寮を希望

【事例紹介】

事例が起きた時期

平成29年度

発生時期：入学後

事例が起きた学校

国立高専、学校規模： 1,000～1,999人

対象学生

学科（専攻）：工学 2年次

支援の申し出

1. 支援の申し出の受付

- ・支援の申し出があった 申し出を受けた部署：A.障害学生支援部署
- ・支援の申し出に関する申請書（様式）がある
- ・ニーズの聞き取りのための面談を実施した

2. 支援が必要とされた場面

授業・研究指導 実習、フィールドワーク等

学生寮への入居、施設等の利用やサービスの提供

申し出への対応

1. 支援の申し出の受付

- ・配慮の提供について、学内の関係部署による検討・協議を行なった
- ・協議に参加した部署（者）
障害学生支援部署 学生生活支援担当部署 教務担当部署
施設・設備担当部署 教育部門 保健管理部門

- ・配慮内容の決定は建設的対話を通じて学生との合意の上で行なった
- ・決定した配慮内容について学内関係部署に配慮依頼書を配付した

2. 配慮内容決定後のモニタリング・フォローアップ

- ・当該学生に対して、感想・不満等の聞き取りを行なった
- ・当該学生に対して、定期面談を行なっている
- ・その後の状況に関して、関係部署（者）に聞き取り、情報共有等を行なっている

申し出内容と配慮の提供

申し出内容1

本校では、2年生進級時に最終的な配属学科が決まる学科選択制度を導入している。当該学生は物質工学科への配属を希望した。

決定した配慮内容

学校が提案した配慮の提供を決定した＝高濃度の危険薬品を扱う実験においては、現在の環境では他学生と同様に参加することは認められない。専門学科の教員が安全上の観点から判断した。今後、どのような工夫が可能か検討を続ける。

配慮内容決定時点での合意形成 A.できた

合意形成できたと考える根拠:B.その後特に何も言っていない

事後評価:C.ニーズを満たせなかったが、学生は理解し、我慢している

事後評価の理由・詳細：物質工学実験中の危険回避動作が出来ないことから、劇物を使う実験に関しては、安全確保の観点から実験を見学とし、代替としてレポートを課すことで学生と保護者で合意した。

申し出内容2

土日祝日の在寮を認めてほしい。(当該学生は入寮しているが、土日祝日は舎監が外部委託となるため急病時等の対応に課題があり、土日の許可していない)

決定した配慮内容

学校が提案した配慮の提供を決定した=寮務主事の判断で、1年間(残り半年ほど)は週末は帰宅することとなった。ただし、試験期間中は例外的に在寮を認める、悪天候時は帰宅を強要しない、といった話し合いがなされた。

配慮内容決定時点での合意形成 A.できた

合意形成できたと考える根拠:B.その後特に何も言ってきていない

事後評価:C.ニーズを満たせなかったが、学生は理解し、我慢している

事後評価の理由・詳細:翌年度になって土日祝日の在寮を認めたことで、他の学生と同じように土日祝日の部活動に参加することができるようになった。土日祝日の在寮を認めるにあたっては、障害者福祉事業に携わる専門家(医師)の意見を聞いて判断した。

申し出内容3

学校敷地内のバリアフリー未整備箇所(階段、段差等)の整備を進めてほしい。

決定した配慮内容

学校が提案した配慮の提供を決定した=寮の居室のある建物の玄関ドアを自動ドアとする。また、玄関まで段差がないように建物内外にスロープを整備する。今後も継続的に学校敷地内のバリアフリー化を進める。

配慮内容決定時点での合意形成 A.できた

合意形成できたと考える根拠:B.その後特に何も言ってきていない

事後評価:A.ニーズを満たし、学生も満足している

事後評価の理由・詳細:バリアフリー化には、多大な費用と工事期間を要すること、また、限られた予算の中では年次計画でバリアフリー化を進めることを保護者と学生に理解してもらっている。

その後の経過、課題等

化学の実験は立ってする。当該学生は下肢機能障害のため、立ってバランスをとることが難しい。化学は劇薬を使い、グループワークもするので、リスクを優先に考えていた。

しかし、実験の前週に必ず予習をするが、その際に担当教員と当該学生が綿密に流れを打合せをしたところ、殆どの実験に参加できることが判明した。実験の授業は複数の教諭が立ち会うが、作業が複雑な場合には、教諭の一人が当該学生の横につくようにしている。そのため、実験に参加できている。

事例No.861(上下肢機能障害) 感染症対策、トイレ介助者の帯同、待機場所の確保等の申し出

【事例紹介】

事例が起きた時期

平成29年度

発生時期：その他

事例が起きた学校

公立大学、学校規模： 1,000～1,999人

対象学生

学科（専攻）：社会科学 2年次

支援の申し出

1. 支援の申し出の受付

- ・支援の申し出があった 申し出を受けた部署：C.学生生活支援担当部署
- ・支援の申し出に関する申請書（様式）がある
- ・ニーズの聞き取りのための面談を実施した

2. 支援が必要とされた場面

授業・研究指導 実習、フィールドワーク等 式典、行事、説明会、シンポジウム等への参加
学生寮への入居、施設等の利用やサービスの提供

申し出への対応

1. 支援の申し出の受付

- ・配慮の提供について、学内の関係部署による検討・協議を行なった
- ・協議に参加した部署（者）

学生生活支援担当部署 教務担当部署 教育部門 保健管理部門

2. 配慮内容決定後のモニタリング・フォローアップ

- ・当該学生に対して、感想・不満等の聞き取りを行なった
- ・当該学生に対して、定期面談を行なっている
- ・その後の状況に関して、関係部署（者）に聞き取り、情報共有等を行なっている

申し出内容と配慮の提供

申し出内容1

免疫抑制剤を服用しているため感染症に弱い。左肺の機能が損失しているため体力がなく電動車いすを使用する。両腕の関節が拘縮しているため介助者の同行が必要。トイレ介助が必要なため介助者の待機場所が必要。通常のイスは身長に合わないため足を置く台の持ち込み。

決定した配慮内容

申し出通りの配慮の提供を決定した

配慮内容決定時点での合意形成 A.できた

合意形成できたと考える根拠：都度相談しながらの対応したため。

事後評価：B.ニーズを完全には満たしていないが、学生も概ね満足している

事後評価の理由・詳細：学生とのコミュニケーションを重視し、定期的に本人を交え支援会議等を行うことで、ちょっとした不満等についても早期に解決・対応することが出来ていたから。

配慮内容決定後の不服、不満、苦情の申し立て

不服、不満、苦情等の申し立てはなかった。

その後の経過、課題等

記載なし

事例No.916(上下肢機能障害) 一部授業の計画的選択による長期履修制度の活用、保健室の積極的利用

【事例紹介】

事例が起きた時期

平成29年度

発生時期：進級時

事例が起きた学校

私立短大、学校規模： 1,000～1,999人

対象学生

学科(専攻)：家政 2年次

支援の申し出

1. 支援の申し出の受付

- ・支援の申し出があった 申し出を受けた部署：F.教育部門(学部・学科、担当教員等)
- ・支援の申し出に関する申請書(様式)がある
- ・ニーズの聞き取りのための面談を実施した

2. 支援が必要とされた場面

授業・研究指導 実習、フィールドワーク等

式典、行事、説明会、シンポジウム等への参加

申し出への対応

1. 支援の申し出の受付

- ・配慮の提供について、学内の関係部署による検討・協議を行なった
- ・協議に参加した部署(者)

障害学生支援部署 学生生活支援担当部署 教務担当部署
教育部門 保健管理部門 学生相談部門 就職支援部門

- ・配慮内容の決定は建設的対話を通じて学生との合意の上で行なった
- ・決定した配慮内容について学内関係部署に配慮依頼書を配付した

2. 配慮内容決定後のモニタリング・フォローアップ

- ・当該学生に対して、定期面談を行なっている
- ・その後の状況に関して、関係部署(者)に聞き取り、情報共有等を行なっている

申し出内容と配慮の提供

入学前から、障害があるがどのような履修が可能か相談があった。

申し出内容1

入学時からの継続で、一部授業の計画的選択による、長期履修計画の作成、長期履修制度の活用、保健室の積極的理由、母親の付添いの許可。

決定した配慮内容

申し出通りの配慮の提供を決定した

本来は2年制の家政系学科。実験・実習が多く、午前・午後と続くこともある。しかし、長時間の履修は体力的に疲れてしまい持たないため、午前か午後のみ履修することとし、3年間で卒業することとした。教授会で決定。

配慮内容決定時点での合意形成 A. できた

合意形成できたと考える根拠：A.こちらの提案を受け入れた

事後評価：B. ニーズを完全には満たしていないが、学生も概ね満足している

事後評価の理由・詳細：学生もきちんと登校し、選んだ授業を履修できている。しかし実験・実習系教科が多く、体力的問題もあり、苦勞している様子が受け取れる。

配慮内容決定後の不服、不満、苦情の申し立て

不服、不満、苦情等の申し立てはなかった。

その後の経過、課題等

現在3年目。順調に単位習得をできている。

事例No.958(上下肢機能障害) 学外実習時のトイレ介助を行政サービス、家族、学校派遣のヘルパーで対応

【事例紹介】

事例が起きた時期

平成29年度

発生時期：授業開始後

事例が起きた学校

私立大学、学校規模： 5,000～9,999人

対象学生

学科（専攻）：社会科学 3年次

支援の申し出

1. 支援の申し出の受付

- ・支援の申し出があった
- ・支援の申し出に関する申請書（様式）がある

2. 支援が必要とされた場面

実習、フィールドワーク等

申し出への対応

1. 支援の申し出の受付

- ・配慮の提供について、学内の関係部署による検討・協議を行なった
- ・協議に参加した部署（者）

障害学生支援部署 教務担当部署 教育部門

2. 配慮内容決定後のモニタリング・フォローアップ

- ・当該学生に対して、感想・不満等の聞き取りを行なった
- ・その後の状況に関して、関係部署（者）に聞き取り、情報共有等を行なっている

申し出内容と配慮の提供

申し出内容1

資格課程において必要な現場実習の際、トイレ介助のためのヘルパーを派遣してほしい。

決定した配慮内容

学校が提案した配慮の提供を決定した＝行政サービスによるヘルパーの利用が可能か相談をしてもらい、行政サービスで対応可能な部分以外は家族の介助及び学校から派遣したヘルパー（事業所と委託契約）にて対応した。

本学では、窓口は学務で行ない、配慮の申し出があると、障害学生支援部署に情報が入り、その情報からどのような配慮ができるかを障害学生支援部署から学科へ報告し、最終的に学科が決定するという流れがある。本事例も基本的にはその流れ。

当該学生は、学期中、学校においては学校の契約したヘルパー事業所がトイレ介助を行なっている。自宅においては、自宅のある市町村の福祉サービスを利用しており、契約では月18時間となっている。本事例の実習については、夏休み23日の長期実習で、通常は夏休みには移動支援はない。そのため、学校にヘルパーの派遣をしてもらえないかとの申し出だった。夏休み期間でも学校の実習なので、支援をしてもらえないか本人に市町村へ確認してもらうようにし、その結果、実習先での移動支援を通常通りの月18時間は認めてもらったので、残り分を学校に負担することになった。学校からは委託契約をしている外部事業所からヘルパーを派遣した。

配慮内容決定時点での合意形成 A.できた

合意形成できたと考える根拠:A.こちらの提案を受け入れた

事後評価:A.ニーズを満たし、学生も満足している

事後評価の理由・詳細：実習期間中、学生が希望した1日4回のトイレ介助を、行政サービス、ご家族、大学派遣のヘルパーによって行うことができた。

配慮内容決定後の不服、不満、苦情の申し立て

不服、不満、苦情等の申し立てはなかった。

その後の経過、課題等

本人から配慮の申し出を受け、本人、保護者、担当教員、支援担当部署で実習中のトイレ介助体制の可能性について話し合いを重ねた。その過程で学生が居住地自治体へ働きかけた結果、行政サービスの一部利用が認められたことで可能性が大きく前進した。当該学生にとっても、他者の介助を受けながら働くことへのイメージが具体的に変わったことで、資格課程へ取り組む意欲へ繋がったと考えられる。

事例No.993(上下肢機能障害) 書字困難で筆記に時間がかかるため、スマートフォンによる板書の撮影を許可

【事例紹介】

事例が起きた時期

平成29年度

発生時期：授業開始後

事例が起きた学校

私立大学、学校規模： 5,000～9,999人

対象学生

学科（専攻）：社会科学 1年次

支援の申し出

1. 支援の申し出の受付

- ・支援の申し出があった 申し出を受けた部署：D.教務担当部署
- ・支援の申し出に関する申請書（様式）がある
- ・ニーズの聞き取りのための面談を実施した

2. 支援が必要とされた場面

授業・研究指導 実習、フィールドワーク等

申し出への対応

1. 支援の申し出の受付

- ・配慮の提供について、学内の関係部署による検討・協議を行なった
- ・協議に参加した部署（者）

教務担当部署 施設・設備担当部署 教育部門 保健管理部門 学生相談部門

- ・配慮内容の決定は建設的対話を通じて学生との合意の上で行なった
- ・決定した配慮内容について学内関係部署に配慮依頼書を配付した

2. 配慮内容決定後のモニタリング・フォローアップ

- ・当該学生に対して、感想・不満等の聞き取りを行なった
- ・その後の状況に関して、関係部署（者）に聞き取り、情報共有等を行なっている

申し出内容と配慮の提供

申し出内容1

バランス・測定障害に伴う書字困難。特に小さな字が書けず、記述するのに時間がかかる。

決定した配慮内容

学校が提案した配慮の提供を決定した=ノートテイキングに時間がかかるため、板書したものをスマートフォンで撮影することを認めてもらう。

配慮内容決定時点での合意形成 A.できた

合意形成できたと考える根拠:A.こちらの提案を受け入れた

事後評価:B.ニーズを完全には満たしていないが、学生も概ね満足している

事後評価の理由・詳細：教員と職員が適宜フォローし、相談に応じている。

配慮内容決定後の不服、不満、苦情の申し立て

不服、不満、苦情等の申し立てはなかった。

その後の経過、課題等

記載なし

事例No.1117(上下肢機能障害) 本人の意思確認なく学外実習免除の決定をしたことへの不服申し立て

【事例紹介】

事例が起きた時期

平成29年度

発生時期：入学後

事例が起きた学校

国立大学、学校規模： 10,000人以上

対象学生

学科（専攻）：理学 2年次

支援の申し出

1. 支援の申し出の受付 記載なし
2. 支援が必要とされた場面 記載なし

申し出への対応

1. 支援の申し出の受付
・協議に参加した部署（者） 記載なし
2. 配慮内容決定後のモニタリング・フォローアップ 記載なし

申し出内容と配慮の提供

記載なし

配慮内容決定後の不服、不満、苦情の申し立て

不服、不満、苦情等の申し立てがあった。

申し立てを受けた部署（者）：A.障害学生支援部署

当該学生から支援の申し出がなかったため、所属学部がこれまでの修学上の支援から、本人の意思を確認せず、障害であることを理由に学外実習施設での介護等体験を免除する決定を行い、そのことに対する不服申し立てがあった。

申し立てへの対応に関わった部署（者）

障害学生支援部署 教務担当部署

申し立てへの対応手順：当該学生が障害学生支援部署に相談し、当該部署から学生の所属学部へ建設的対話が必要である旨を伝え、話し合いの場を設けた。

申し立てへの対応内容：当該学生から、配慮のニーズはそれぞれ個別に異なるため対話をしてほしいとの要望があり、建設的対話を行った結果、本人の参加したいというニーズを踏まえ、学外実習施設で介助者をつけて参加するという配慮を行うこととなった。

対応に対する学生の反応

・納得して、問題なく修学している

学生の反応の具体的内容：未実施ではあるが、介助者をつけた上で学外実習施設の介護等体験に参加できる予定であり、納得していた。

学外機関との連携

・連携・協議し配慮を調整

連携・協議の具体的内容：学外実習施設での介護等体験にあたって、学内の介助者をつけた上で参加できるよう配慮した。

その後の経過、課題等

記載なし

事例No.1125(上下肢機能障害) トイレ介助、座席配慮、車椅子設置テーブルに関する対応についての申し出

【事例紹介】

事例が起きた時期

平成29年度

発生時期：授業開始後

事例が起きた学校

私立大学、学校規模： 5,000～9,999人

対象学生

学科（専攻）：人文科学 2年次

支援の申し出

1. 支援の申し出の受付

- ・支援の申し出があった 申し出を受けた部署：F.教育部門（学部・学科、担当教員等）
- ・支援の申し出に関する申請書（様式）がある
- ・ニーズの聞き取りのための面談を実施した

2. 支援が必要とされた場面

受験・入学 授業・研究指導 事務窓口での対応 トイレ介助

申し出への対応

1. 支援の申し出の受付

- ・配慮の提供について、学内の関係部署による検討・協議を行なった
- ・協議に参加した部署（者）

障害学生支援部署 入試担当部署 学生生活支援担当部署 教務担当部署

施設・設備担当部署 教育部門 学生相談部門

- ・配慮内容の決定は建設的対話を通じて学生との合意の上で行なった
- ・決定した配慮内容について学内関係部署に配慮依頼書を配付した

2. 配慮内容決定後のモニタリング・フォローアップ

- ・当該学生に対して、感想・不満等の聞き取りを行なった
- ・その後の状況に関して、関係部署（者）に聞き取り、情報共有等を行なっている

申し出内容と配慮の提供

相談内容：トイレ介助をお願いしたい。

教室内の席順を配慮してもらいたい。

授業開始までにスケルトンに車椅子設置用テーブルを作成中なので、登校時装着・帰宅時取り外してもらいたい。

申し出内容1

トイレ介助をお願いしたい。

決定した配慮内容

学校が提案した配慮の提供を決定した=時間割を踏まえ、時間割と曜日をきめて、トイレ介助を行う。

医務室職員1名とヘルパーを導入し、2名で安全にトイレ介助を行う。

半期ごとに、ヘルパー導入を学内予算も踏まえ検討してから、次回の支援体制を決定した。

配慮内容決定時点での合意形成 A. できた

合意形成できたと考える根拠:A.こちらの提案を受け入れた

事後評価:B.ニーズを完全には満たしていないが、学生も概ね満足している

事後評価の理由・詳細：時間割と本人の希望、大学の予算を踏まえ半期ごとに、医務室職員1名と2名でトイレ介助を行えるようにヘルパー導入回数を検討実施した

申し出内容2

教室内の席順を配慮してもらいたい。

決定した配慮内容 記載なし

配慮内容決定時点での合意形成 記載なし

申し出内容3

授業開始までにスケルトンに車椅子設置用テーブルを作成中なので、登校時装着・帰宅時取り外してもらいたい。

決定した配慮内容 記載なし

配慮内容決定時点での合意形成 記載なし

配慮内容決定後の不服、不満、苦情の申し立て

不服、不満、苦情等の申し立てはなかった。

その後の経過、課題等

記載なし

事例紹介（病弱・虚弱）

病弱・虚弱（内部障害等）

- 事例 No.813(内部障害等) 休憩室の確保、車椅子移動への施設整備、別室受験、試験時間延長等の申し出 34
- 事例 No.847(内部障害等) 別室受験、欠席した授業の補講、保健室で授業を同時受講するためのシステム構築の申し出..... 36
- 事例 No.862(内部障害等) 欠席配慮、宿泊オリエンテーションでの食事・トイレ・入浴への配慮、留学実現への配慮等 38

病弱・虚弱（他の慢性疾患）

- 事例 No.794(他の慢性疾患) 面談時の教員のコメントが教育を受ける権利の侵害にあたるのではないかとの苦情申し立て 40
- 事例 No.878(他の慢性疾患) てんかん発作の対応について、座薬挿入は可能かとの申し出 42
- 事例 No.923(他の慢性疾患) 時間延長不可となった英語の試験で、どうしても許可して欲しいとの不服申し立て 43

申し出内容3

車いすを利用するにあたって、ドアの開閉がスムーズにできるよう配慮を希望。

決定した配慮内容

学校が提案した配慮の提供を決定した=スライドドアに変えられる箇所は交換。開き戸は開く角度を調整し、対応した。

配慮内容決定時点での合意形成 A.できた

合意形成できたと考える根拠:A.こちらの提案を受け入れた

事後評価:B.ニーズを完全には満たしていないが、学生も概ね満足している

事後評価の理由・詳細：予算上すべてのドアを交換することができなかったため。

申し出内容4

試験の受験について、別室受験、試験開始時間の繰り下げや試験時間延長を希望。

決定した配慮内容

申し出通りの配慮の提供を決定した

先天性心疾患のある学生で、呼吸が低下することがあるため、常時酸素吸入が必要。通常の授業では酸素ボンベを使用しているが、ボンベの酸素容量があるため使用できる時間に制限がある。そのため、授業と授業の間は在宅用の酸素療法装置が設置された休憩室を利用している。試験の際は、時間制限等の心配のない休憩室で受験できたほうが安心できるとの本人からの申し出があり、休憩室に試験監督を配置して実施した。また、昨年度、脳膿瘍による言語障害と右手の麻痺があり、その後遺症で右手は動くが書くスピードが遅くなっていたため、試験時間の延長の申し出があった。試験は教科によって時間が違うため、担当教員に予め可能であれば試験時間を教えてもらい、本人に伝え、本人が希望する延長時間を申し出、それを教員に伝え、教員が了承した範囲での時間延長を実施した。

配慮内容決定時点での合意形成 A.できた

合意形成できたと考える根拠:A.こちらの提案を受け入れた

事後評価:A.ニーズを満たし、学生も満足している

事後評価の理由・詳細：学生からの不満を聞かないため。

配慮内容決定後の不服、不満、苦情の申し立て

不服、不満、苦情等の申し立てはなかった。

その後の経過、課題等

記載なし

申し出内容3

出席が足りない科目について補講の実施

決定した配慮内容

申し出通りの配慮の提供を決定した

配慮内容決定時点での合意形成 A.できた

合意形成できたと考える根拠:A.こちらの提案を受け入れた

事後評価:A.ニーズを満たし、学生も満足している

配慮内容決定後の不服、不満、苦情の申し立て

不服、不満、苦情等の申し立てはなかった。

その後の経過、課題等

担任と保健師が本人と話し合いを進めたが、本人は、教室内でのビデオ撮影等、自分のために何か特別なことが行なわれて目立つのが嫌だったとのこと。欠席への配慮としては補講を行なった。本人は数学が苦手、担任が数学教師だったため、特に念入りな補講が行なわれた。また、試験の点数が足りない科目で追試を行なったりもしたが、結果的には進級するための単位数に届かなかった。留年は可能だったが、進級できないことがわかった時点で、本人から希望があり、普通高校に転校した。

事例No.862(内部障害等) 欠席配慮、宿泊オリエンテーションでの食事・トイレ・入浴への配慮、留学実現への配慮等

【事例紹介】

事例が起きた時期

平成29年度

発生時期：入学後

事例が起きた学校

私立大学、学校規模： 2,000～4,999人

対象学生

学科（専攻）：人文科学 2年次

支援の申し出

1. 支援の申し出の受付

- ・支援の申し出があった
- ・支援の申し出に関する申請書（様式）がある

2. 支援が必要とされた場面

授業・研究指導 式典、行事、説明会、シンポジウム等への参加 留学

申し出への対応

1. 支援の申し出の受付

- ・協議に参加した部署（者）

学生生活支援担当部署 保健管理部門 学生相談部門

- ・配慮内容の決定は建設的対話を通じて学生との合意の上で行なった
- ・決定した配慮内容について学内関係部署に配慮依頼書を配付した

2. 配慮内容決定後のモニタリング・フォローアップ

- ・当該学生に対して、感想・不満等の聞き取りを行なった
- ・当該学生に対して、定期面談を行なっている
- ・その後の状況に関して、関係部署（者）に聞き取り、情報共有等を行なっている

申し出内容と配慮の提供

申し出内容1

- ①教室内での座席配慮（トイレ利用の問題）
- ②体調不良時の保健室利用
- ③緊急時の薬・下着の保管

決定した配慮内容

学校が提案した配慮の提供を決定した

- ①座席の配慮や緊急時の対応について授業担当教員に配慮依頼文を配付した。
- ②いつでも保健室を利用できることを伝えた。
- ③保健室が閉室している場合もあるため、自己管理することを提案した。

配慮内容決定時点での合意形成 A. できた

合意形成できたと考える根拠:A.こちらの提案を受け入れた

事後評価:B.ニーズを完全には満たしていないが、学生も概ね満足している

事後評価の理由・詳細：年度末に、体調は良好で、試験時も座席配慮の必要もなく、他の学生と同様に受けることができたと言った。

申し出内容2

- ①オリエンテーション時の、食事、トイレ、入浴に関する配慮
- ②宿泊を伴う活動時のトイレ入浴施設の配慮

決定した配慮内容

学校が提案した配慮の提供を決定した

- ①事前にメニューを配付した。
- ②必要時には個室で宿泊できるように配慮した。

配慮内容決定時点での合意形成 A.できた

合意形成できたと考える根拠:B.その後特に何も言ってきていない

事後評価:B.ニーズを完全には満たしていないが、学生も概ね満足している

事後評価の理由・詳細：特に学生からの不満はなかったため

申し出内容3

授業及び試験の欠席取り扱いについて

決定した配慮内容

学校が提案した配慮の提供を決定した

授業担当教員に配慮依頼文を配付し、症状について理解してもらった。
なお、授業・試験の欠席取り扱いについては、担当教員の裁量によることを伝えた。

配慮内容決定時点での合意形成 A.できた

合意形成できたと考える根拠:A.こちらの提案を受け入れた

事後評価:B.ニーズを完全には満たしていないが、学生も概ね満足している

事後評価の理由・詳細：特に学生からの不満はなかったため

申し出内容4

留学に関して、受け入れ大学や現地医療関係の情報について

決定した配慮内容

学校が提案した配慮の提供を決定した＝留学関係部署と情報共有し、本人が担当者と相談しやすいよう調整した。
また、留学について必ず主治医と相談するよう勧めた（必要時には診断書を提出する）。

配慮内容決定時点での合意形成 A.できた

合意形成できたと考える根拠:B.その後特に何も言ってきていない

事後評価:B.ニーズを完全には満たしていないが、学生も概ね満足している

事後評価の理由・詳細：特に学生からの不満はなかったため

申し出内容5

ウォッシュレット付トイレの利用を希望

決定した配慮内容

学校が提案した配慮の提供を決定した＝ウォッシュレット付トイレが配置されている場所を伝えた（マップを提供）。

配慮内容決定時点での合意形成 A.できた

合意形成できたと考える根拠:B.その後特に何も言ってきていない

事後評価:B.ニーズを完全には満たしていないが、学生も概ね満足している

事後評価の理由・詳細：特に学生からの不満はなかったため

配慮内容決定後の不服、不満、苦情の申し立て

不服、不満、苦情等の申し立てはなかった。

その後の経過、課題等

記載なし

申し出内容2

学外実習において、持病を理由として不利益が生じないよう、受け入れ先への理解・配慮を求める

決定した配慮内容

学校が提案した配慮の提供を決定した=申し出時、確定診断が出たばかりであり、服薬による発作コントロールができていない状況であった。そのため、受け入れ先への情報提供や具体的配慮をお願いするには、情報が過少であると判断し、実習指導担当者との定期面談の実施を提案し、尚かつ、医師の意見書の提供を求めた。

配慮内容決定時点での合意形成：提案時、ご家族の強い反発を受けた。しかし、面談を重ねる上で、理解を得ることができ、最終合意へと至った。

合意形成できたと考える根拠:A.こちらの提案を受け入れた

事後評価:当該年次には学外実習が実施できなかった。

事後評価の理由・詳細：成績不振により、学外実習に必要な単位を取得することができなかったため、実習は翌年へ持越しとなった。そのため、申し出のあった配慮を実施するに至らず。ただし、服薬により発作が起きにくくなっており、安定した学生生活を送ることができている。

配慮内容決定後の不服、不満、苦情の申し立て

不服、不満、苦情等の申し立てがあった。

申し立てを受けた部署（者）:A.障害学生支援部署

配慮面談時の教員からのコメントに対し、不信に思える内容があったと保護者より訴えがあった。

主訴としては、教育を受ける権利侵害にあたるのではないかと苦情の申し立てであった。

申し立てへの対応に関わった部署（者）

障害学生支援部署 教務担当部署 教育部門（学部、担当教員等）

申し立てへの対応手順:まず、これまでの経緯を知る、障がい学生支援コーディネーターが保護者へのヒアリングを行った。

保護者の感情に寄り添うことができず、結果的に誤解を与えてしまった可能性があるかと判断し、再面談を提案。

その後、学生本人も同席の上、所属学科の教員と教務担当職員を含め、再度面談を実施した。

申し立てへの対応内容：まず、学生本人・保護者に対して、不信感を与える発言があったことを謝罪。また、確定診断を受けたばかりであり、今後の治療に対する不安等、心情に対する配慮不足であったことを併せて謝罪。

その上で、教員の発言の意図は、ご本人の安全を最優先に考えた発言であったことを説明。それにより、学生本人・保護者の誤解が解け、納得いただくことができた。

対応に対する学生の反応

・納得して、問題なく修学している

学生の反応の具体的内容：教員の発言の意図が分かり誤解が解けたことを受け、申し立て事項については解決した。

その後の経過、課題等

申し出のあった配慮事項に関しては、引き続き実施している。また、継続的な服薬により発作が抑制されつつあり、体調も安定傾向にある。その一方で、レポートの未提出や成績不振等、別の課題が浮き彫りとなり、学科教員による見守りと指導を行っている。

事例No.878(他の慢性疾患) てんかん発作の対応について、座薬挿入は可能かとの申し出

【事例紹介】

事例が起きた時期

平成29年度

発生時期：受験時

事例が起きた学校

私立大学、学校規模： 2,000～4,999人

対象学生

学科(専攻)：その他 1年次

支援の申し出

1. 支援の申し出の受付

- ・支援の申し出があった
- ・支援の申し出に関する申請書(様式)がある
- ・ニーズの聞き取りのための面談を実施した

2. 支援が必要とされた場面

記載なし

申し出への対応

1. 支援の申し出の受付

- ・配慮の提供について、学内の関係部署による検討・協議を行なった
- ・協議に参加した部署(者)

障害学生支援部署

2. 配慮内容決定後のモニタリング・フォローアップ

- ・当該学生に対して、定期面談を行なっている
- ・その後の状況に関して、関係部署(者)に聞き取り、情報共有等を行なっている

申し出内容と配慮の提供

申し出内容1

てんかん時の発作対応について、発作時の座薬挿入は可能か。

決定した配慮内容 配慮の不提供を決定した

不提供の理由：A. 高等教育機関としての本来の業務に付随するものではなかったため

保健室として医療行為を行うことは禁止されているため、発作が起こった緊急時は救急搬送することで保護者に同意してもらった。

看護師が常駐していれば違うのかもしれないが(今年度から常駐となった)、当時は医療行為ができる職員が保健室にはいなかったため、アドバイス等を行うことはできるが薬剤の投与等については禁止されているということで、対応できなかった。

配慮内容決定時点での合意形成

記載なし

配慮内容決定後の不服、不満、苦情の申し立て

不服、不満、苦情等の申し立てはなかった。

その後の経過、課題等

その後、発作は起きていない。

JASSOからの情報提供：医療従事者以外の者が座薬の挿入を行なうことについて

平成17年に厚生労働省から「医師法第17条、歯科医師法第17条及び保健師助産師看護師法第31条の解釈について」という通知が発表されています。これによると、本人または家族の依頼があり、医師等による指示に従う等、一定の条件を満たせば、医療従事者でなくとも座薬の挿入は可能です。発作等で命に関わる緊急時には、医療従事者がいなくても対応が必要になることはあります。以下の通知の別紙5をご参照ください。

>「医師法第17条、歯科医師法第17条及び保健師助産師看護師法第31条の解釈について」(通知)(◆平成17年07月26日医政発第726005号)

https://www.mhlw.go.jp/web/t_doc?dataId=00tb2895&dataType=1&pageNo=1

事例No.923(他の慢性疾患) 時間延長不可となった英語の試験で、どうしても許可して欲しいとの不服申し立て

【事例紹介】

事例が起きた時期

平成29年度

発生時期：授業開始後

事例が起きた学校

私立大学、学校規模： 2,000～4,999人

対象学生

学科（専攻）：その他 1年次

支援の申し出

1. 支援の申し出の受付

- ・支援の申し出があった 申し出を受けた部署：A.障害学生支援部署
- ・支援の申し出に関する申請書（様式）がある
- ・ニーズの聞き取りのための面談を実施した

2. 支援が必要とされた場面

授業・研究指導

申し出への対応

1. 支援の申し出の受付

- ・配慮の提供について、学内の関係部署による検討・協議を行なった
- ・協議に参加した部署（者）
障害学生支援部署 教育部門
- ・配慮内容の決定は建設的対話を通じて学生との合意の上で行なった

2. 配慮内容決定後のモニタリング・フォローアップ

- ・当該学生に対して、定期面談を行なっている
- ・その後の状況に関して、関係部署（者）に聞き取り、情報共有等を行なっている

申し出内容と配慮の提供

申し出内容1

腹痛のため課題の締切りに間に合わないことがあるため、課題の内容を早く知らせて欲しい。

決定した配慮内容

申し出通りの配慮の提供を決定した

配慮内容決定時点での合意形成 A.できた

合意形成できたと考える根拠:A.こちらの提案を受け入れた

事後評価:A.ニーズを満たし、学生も満足している

事後評価の理由・詳細：定期的に学生と面談をし問題がないかその都度確認を行っている

申し出内容2

腹痛で試験に集中できない、またトイレに行くことがあるため時間の延長（1.3倍）を希望。

決定した配慮内容

学校が提案した配慮の提供を決定した=英語の試験時間の延長に関しては、常に腹痛が起きたりトイレに行くわけではないため1.3倍の延長をするのではなく、腹痛で試験に影響した場合はその都度担当教員と相談の上対応方法を考えるのはどうか。

配慮内容決定時点での合意形成 B.できなかった

申し出内容3

腹痛のため授業を遅刻、欠席、早退することがあるため、授業のメイクアップを希望。

決定した配慮内容

申し出通りの配慮の提供を決定した

配慮内容決定時点での合意形成 A.できた

合意形成できたと考える根拠:A.こちらの提案を受け入れた

事後評価:A.ニーズを満たし、学生も満足している

事後評価の理由・詳細：定期的に学生と面談をし問題がないかその都度確認を行っている

配慮内容決定後の不服、不満、苦情の申し立て

不服、不満、苦情等の申し立てがあった。

申し立てを受けた部署（者）：A.障害学生支援部署

どうしても英語の試験で時間延長を許可して欲しいがどうしたらよいか。

申し立てへの対応に関わった部署（者）

障害学生支援部署 教育部門（学部、担当教員等）

申し立てへの対応手順：学生がなぜ時間延長が欲しいのか、再度要望の詳細を確認するとともに、時間延長が認められなかった英語のプログラム主任、担当教員らと面談を行う。

申し立てへの対応内容：当該学生の場合試験時間が不足しているのではなく、英語の試験に対する不安とストレスが高く、安心材料の1つとして時間延長を希望していた。このため当該学生の不安を低減するために、英語の試験の成績配分がかなり低く、試験より授業でのパフォーマンスが重視されていることを担当教員から当該学生に伝える。その上で腹痛で試験に影響が出た場合は担当教員にその都度相談をし試験以外のもので成績を判断することを当該学生に説明をする。

対応に対する学生の反応

・納得して、問題なく修学している

学生の反応の具体的内容：試験の取り扱いについて事前に相談したことで安心できたとのことで、特に問題なく試験を受けることが可能となった。

その後の経過、課題等

記載なし

事例紹介（重複）

- 事例 No.800 必要な支援が受けられない、聴覚過敏や発達障害について相談できる所を紹介して欲しいとの不服申し立て…………… 46
- 事例 No.837 宿泊研修（必須）での、車椅子見学・バリアフリーの宿泊設備・食事内容に関する支援の申し出…………… 48

事例No.800 必要な支援が受けられない、聴覚過敏や発達障害について相談できる所を紹介して欲しいとの不服申し立て

【事例紹介】

事例が起きた時期

平成29年度
発生時期：授業開始後

事例が起きた学校

私立大学、学校規模： 10,000人以上

対象学生

学科（専攻）：社会科学 3年次

支援の申し出

1. 支援の申し出の受付
・ニーズの聞き取りのための面談を実施した
2. 支援が必要とされた場面
授業・研究指導 キャリア教育、就職活動

申し出への対応

1. 支援の申し出の受付
・配慮の提供について、学内の関係部署による検討・協議を行なった
・協議に参加した部署（者）
障害学生支援部署 学生生活支援担当部署
教務担当部署 教育部門
・決定した配慮内容について学内関係部署に配慮依頼書を配付した
2. 配慮内容決定後のモニタリング・フォローアップ
・当該学生に対して、感想・不満等の聞き取りを行なった

申し出内容と配慮の提供

申し出内容1

聴覚過敏のため、授業中にイヤーマフの使用を認めて欲しい。

決定した配慮内容

申し出通りの配慮の提供を決定した

配慮内容決定時点での合意形成 A. できた

合意形成できたと考える根拠:A.こちらの提案を受け入れた

事後評価:A.ニーズを満たし、学生も満足している

事後評価の理由・詳細：本人の申し出とおり使用を許可して以降、不快な場面や集中したい場面ではイヤーマフを使用していると報告を受けた。

申し出内容2

授業中の映像による音声について、適切な音量で再生して欲しい。（聴覚過敏により、動悸、息苦しさ、めまい、ふるえ、頭痛等の症状を引き起こすことがあるため）

決定した配慮内容

学校が提案した配慮の提供を決定した＝一概には決めきれないが、音量調整に対して配慮を希望する場合には、各科目担当教員へ相談すること。

配慮内容決定時点での合意形成 B. できなかった

事後評価:C.ニーズを満たせなかったが、学生は理解し、我慢している

事後評価の理由・詳細：配慮を受けるためには、学生自らが事あるごとに配慮の交渉を行わなければならない。

申し出内容3

授業内容の情報取得のため、板書の撮影やICレコーダーでの録音を認めて欲しい。

決定した配慮内容 配慮の不提供を決定した

不提供の理由：G.過重な負担（事務・事業規模）

授業の進め方や評価方法等は、各科目担当教員に一任しており、所属学部教員が、該当学生が履修する科目に関して全ての担当教員と調整することは困難であるとの判断。

配慮内容決定時点での合意形成 B.できなかった

事後評価:D.ニーズは満たせず、学生は納得していないと思われる

事後評価の理由・詳細：勇気を出して相談したにも関わらず、教員側の姿勢やコメントが消極的に感じたため。

申し出内容4

グループワークやディスカッションでは、動悸、息苦しさ、めまい、ふるえ、頭痛等の症状が出ることもあり、授業参加が困難な場合がある。そのため、レポート提出等の代替をいただき、成績評価の方法を考慮して欲しい。

決定した配慮内容

申し出通りの配慮の提供を決定した

配慮内容決定時点での合意形成 A.できた

合意形成できたと考える根拠:A.こちらの提案を受け入れた

事後評価:B.ニーズを完全には満たしていないが、学生も概ね満足している

事後評価の理由・詳細：所属学部の教員が、特定の科目において調整をかけてくれたことで、当該科目の単位修得につながったものの、こういった調整の範囲が一時的、限定的であったため。

申し出内容5

授業時における、途中離席を認めて欲しい。

決定した配慮内容

申し出通りの配慮の提供を決定した

配慮内容決定時点での合意形成 A.できた

合意形成できたと考える根拠:A.こちらの提案を受け入れた

事後評価:A.ニーズを満たし、学生も満足している

事後評価の理由・詳細：面談時、学生が安堵した表情になったため

配慮内容決定後の不服、不満、苦情の申し立て

不服、不満、苦情等の申し立てがあった。

申し立てを受けた部署（者）：A.障害学生支援部署

大学（所属学部）では、必要と思われる支援を受けられないため、聴覚過敏や発達障害について相談できるところを紹介して欲しい。

申し立てへの対応に関わった部署（者）

申し立ては行われず。（今後の相談先として、外部支援機関の利用を検討）

対応に対する学生の反応

・不登校、休学、退学等

学生の反応の具体的内容：障がい学生支援コーディネーターが外部支援機関へ繋いだものの、精神症状の悪化から、修学が維持できなくなった。

学外機関との連携

・連絡、問い合わせがあった

・学外機関が配慮を提供

・連携・協議し配慮を調整

連携・協議の具体的内容：聴覚過敏に対して、イヤーマフの試着をさせてもらえるよう、障がい学生支援コーディネーターが学外機関に依頼。

学外機関は、試着の機会を提供するとともに、学生の教授内に近い適切な相談窓口を本人に紹介して欲しい。

耳栓については、学外機関にノウハウがなかったため、障がい学生支援コーディネーターが本人に対して試用品の提供及び紹介を行った。

その後の経過、課題等

休学を契機に、母子間の関係調整、適切な治療期機関の紹介を行い、現在療養中。

申し出内容3

皆と同じようなものが食べられない。

決定した配慮内容

学校が提案した配慮の提供を決定した=他の学生と同じように食事がとれないため、本人が食べられるものを教員が購入するなどの支援をした。

配慮内容決定時点での合意形成 A.できた

合意形成できたと考える根拠:A.こちらの提案を受け入れた

事後評価:A.ニーズを満たし、学生も満足している

配慮内容決定後の不服、不満、苦情の申し立て

不服、不満、苦情等の申し立てはなかった。

その後の経過、課題等

この学生は病弱と、疲労を防ぐために車いすで生活しているという重複の障害であったが、外から見てもわかりづらく、専門医も少ないという状況で、主治医をもたず生活していたため、万が一体調が悪化した場合、どのように対応するのが大きな問題となった。本人、保護者と、大学や引率教員の責任について理解を求めるための面談を複数回行った。本人と相談する中で、体調の把握のためには、医療機関を受診して、主治医を持つことが必要だということになり、旅行に参加するための意見書や診断書を出してもらうことができた。本学では初めてのケースで、研修旅行の参加に診断書等の提出を条件とするルールがあったわけではない。意見書や診断書を元にさらに本人と話し合いながら、大学として支援できる限りのことを行った。本学では必修授業であるこの研修旅行に参加できる程度の体力がない病弱学生が複数おり、今後も同様の支援を検討することになると思われる。

事例紹介（発達障害）

発達障害（ASD）

- 事例 No.782(ASD) 提出物の提出期限に聞き取れなかったこと等を質問するための猶予、実験での援助の申し出…………… 52
- 事例 No.925(ASD) 教育実習先で体調不良時に休憩できる場所の提供についての申し出…………… 53
- 事例 No.953(ASD) 課題やテスト範囲の板書、質問のメール対応、居場所の確保、授業中の指名についての申し出…………… 54
- 事例 No.1006(ASD) 障害自認がない（告知されていない）ため意思表示のない学生に関する保護者からの支援の申し出…………… 56
- 事例 No.1025(ASD) 別室受験、授業の途中退室許可の配慮を実施するも、気持ちが不安定で合意と不満を繰り返す…………… 58
- 事例 No.1034(ASD) 課題の提出期限の配慮、グループワークが苦手なため当該クラスの変更の申し出…………… 60
- 事例 No.1130(ASD) 文字の読み、単語の意味の理解に時間がかかるため、授業中の友人のサポートについて申し出…………… 62

発達障害（発達障害の重複）

- 事例 No.733(発達障害の重複) 授業中の居眠りを注意する、出席コード入力の確認、口頭指示の文字化の申し出…………… 63
- 事例 No.747(発達障害の重複) 課題や重要なことは、必ず書面やメールで連絡してほしいとの申し出…………… 65

事例No.782(ASD) 提出物の提出期限に聞き取れなかったこと等を質問するための猶予、実験での援助の申し出

【事例紹介】

事例が起きた時期

平成29年度
発生時期：入学後

事例が起きた学校

私立大学、学校規模： 10,000人以上

対象学生

学科（専攻）：工学 1年次

支援の申し出

1.支援の申し出の受付

- ・支援の申し出があった 申し出を受けた部署：C.学生生活支援担当部署
- ・支援の申し出に関する申請書（様式）がある
- ・ニーズの聞き取りのための面談を実施した

2.支援が必要とされた場面

授業・研究指導 実習、フィールドワーク等

申し出への対応

1.支援の申し出の受付

- ・配慮の提供について、学内の関係部署による検討・協議を行なった
- ・協議に参加した部署（者）
学生生活支援担当部署 教育部門 学生相談部門

・配慮内容の決定は建設的対話を通じて学生との合意の上で行なった

2.配慮内容決定後のモニタリング・フォローアップ

- ・当該学生に対して、定期面談を行なっている

申し出内容と配慮の提供

申し出内容1

提出物の提出期限について、授業中に聞き取れなかった所や理解できなかった所を質問するための猶予が欲しい。

決定した配慮内容

申し出通りの配慮の提供を決定した

配慮内容決定時点での合意形成 A.できた

合意形成できたと考える根拠:A.こちらの提案を受け入れた

事後評価:A.ニーズを満たし、学生も満足している

事後評価の理由・詳細：本申し出内容に関し、履修登録についても支援を行い、履修科目を把握したうえで、希望する支援を各担当教員に依頼した。

申し出内容2

実験時に援助を希望する。

決定した配慮内容

学校が提案した配慮の提供を決定した=面談時の学生のヒアリング状況から、実験時の支援については特別な配慮をせず、実験時の様子を注視することにした。

配慮内容決定時点での合意形成 A.できた

合意形成できたと考える根拠:A.こちらの提案を受け入れた

事後評価:B.ニーズを完全には満たしていないが、学生も概ね満足している

事後評価の理由・詳細：当該学生との面談に同席した学科長自らが、当該学生のアドバイザー（担任）となり、その後もフォローしているため。

配慮内容決定後の不服、不満、苦情の申し立て

不服、不満、苦情等の申し立てはなかった。

その後の経過、課題等

記載なし

事例No.925(ASD) 教育実習先で体調不良時に休憩できる場所の提供についての申し出

【事例紹介】

事例が起きた時期

平成29年度

発生時期：授業開始後

事例が起きた学校

国立大学、学校規模： 10,000人以上

対象学生

学科（専攻）：教育 3年次

支援の申し出

1.支援の申し出の受付

- ・支援の申し出があった 申し出を受けた部署：F.教育部門（学部・学科、担当教員等）
- ・支援の申し出に関する申請書（様式）がある
- ・ニーズの聞き取りのための面談を実施した

2.支援が必要とされた場面

授業・研究指導 実習、フィールドワーク等

申し出への対応

1.支援の申し出の受付

- ・配慮の提供について、学内の関係部署による検討・協議を行なった
- ・協議に参加した部署（者）

障害学生支援部署 教務担当部署 教育部門

- ・配慮内容の決定は建設的対話を通じて学生との合意の上で行なった
- ・決定した配慮内容について学内関係部署に配慮依頼書を配付した

2.配慮内容決定後のモニタリング・フォローアップ

- ・当該学生に対して、感想・不満等の聞き取りを行なった
- ・当該学生に対して、定期面談を行なっている
- ・その後の状況に関して、関係部署（者）に聞き取り、情報共有等を行なっている

申し出内容と配慮の提供

相談内容：教育実習での対応について

申し出内容1

教育実習中の体調不良時の休憩場所の確保

決定した配慮内容

学校が提案した配慮の提供を決定した=休憩できる時間帯と場所を明示して、対応することとした。

配慮内容決定時点での合意形成 A.できた

合意形成できたと考える根拠:A.こちらの提案を受け入れた

事後評価:B.ニーズを完全には満たしていないが、学生も概ね満足している

事後評価の理由・詳細：教育実習の目的を改めて説明し、目的の範囲内で配慮を提供する旨を説明したところ、学生が対応について納得しているため。

配慮内容決定後の不服、不満、苦情の申し立て

不服、不満、苦情等の申し立てはなかった。

その後の経過、課題等

記載なし

事例No.953(ASD) 課題やテスト範囲の板書、質問のメール対応、居場所の確保、授業中の指名についての申し出

【事例紹介】

事例が起きた時期

平成29年度

発生時期：進級時

事例が起きた学校

国立高専、学校規模： 1,000～1,999人

対象学生

学科（専攻）：工学 3年次

支援の申し出

1.支援の申し出の受付

- ・支援の申し出があった 申し出を受けた部署：G.保健管理部門
- ・支援の申し出に関する申請書（様式）がある
- ・ニーズの聞き取りのための面談を実施した

2.支援が必要とされた場面

授業・研究指導 実習、フィールドワーク等 事務窓口での対応

申し出への対応

1.支援の申し出の受付

- ・配慮の提供について、学内の関係部署による検討・協議を行なった
- ・協議に参加した部署（者）
障害学生支援部署 教務担当部署 教育部門 保健管理部門 学生相談部門
- ・配慮内容の決定は建設的対話を通じて学生との合意の上で行なった
- ・決定した配慮内容について学内関係部署に配慮依頼書を配付した

2.配慮内容決定後のモニタリング・フォローアップ

- ・当該学生に対して、感想・不満等の聞き取りを行なった

申し出内容と配慮の提供

申し出内容1

課題やテスト範囲を文字で書いてほしい（口頭ではなく）。

決定した配慮内容

申し出通りの配慮の提供を決定した

配慮内容決定時点での合意形成 A.できた

合意形成できたと考える根拠:A.こちらの提案を受け入れた

事後評価:A.ニーズを満たし、学生も満足している

事後評価の理由・詳細：課題やテスト範囲を文字で板書することは、全学的な取り組みにしたので。

申し出内容2

授業担当教員への質問をメールにてさせてほしい（直接、面と向かって質問するのではなく）。

決定した配慮内容

申し出通りの配慮の提供を決定した

配慮内容決定時点での合意形成 A.できた

合意形成できたと考える根拠:A.こちらの提案を受け入れた

事後評価:A.ニーズを満たし、学生も満足している

事後評価の理由・詳細：授業担当教員は、常勤の場合は、公的なメールアドレスを本人に伝えた。非常勤の場合は、中継ぎをする教務係のメールアドレスを同じく本人に伝えた。

申し出内容3

授業以外の時間は、居場所として保健室を使わせてほしい。

決定した配慮内容

申し出通りの配慮の提供を決定した

配慮内容決定時点での合意形成 A.できた

合意形成できたと考える根拠:A.こちらの提案を受け入れた

事後評価:C.ニーズを満たせなかったが、学生は理解し、我慢している

事後評価の理由・詳細：保健室によく来談する学生との人間関係から、その学生が保健室に居る場合は、入室が困難な場合が生じている。しかし、その場合は、他の場所を自分の居場所としている。

申し出内容4

授業中に急に指名しないでほしい。

決定した配慮内容

申し出通りの配慮の提供を決定した

配慮内容決定時点での合意形成 A.できた

合意形成できたと考える根拠:B.その後特に何も言ってきていない

事後評価:B.ニーズを完全には満たしていないが、学生も概ね満足している

事後評価の理由・詳細：授業者として、指名をすることは、授業活動として避けて通れないことであるので、事前に指名することを伝え、心の準備をしておいて指名することが、毎回できているかという、それは難しいと言わざるを得ない。

配慮内容決定後の不服、不満、苦情の申し立て

不服、不満、苦情等の申し立てはなかった。

その後の経過、課題等

記載なし

事例No.1006(ASD) 障害自認がない（告知されていない）ため意思表示のない学生に関する保護者からの支援の申し出

【事例紹介】

事例が起きた時期

平成29年度

発生時期：その他

事例が起きた学校

国立大学、学校規模： 10,000人以上

対象学生

学科（専攻）：社会科学 4年次

支援の申し出

1.支援の申し出の受付

- ・支援の申し出があった 申し出を受けた部署：A.障害学生支援部署
- ・支援の申し出に関する申請書（様式）がある
- ・ニーズの聞き取りのための面談を実施した

2.支援が必要とされた場面

授業・研究指導 実習、フィールドワーク等
キャリア教育、就職活動

申し出への対応

1.支援の申し出の受付

- ・配慮の提供について、学内の関係部署による検討・協議を行なった
- ・協議に参加した部署（者）

障害学生支援部署

教育部門 学生相談部門

- ・配慮内容の決定は建設的対話を通じて学生との合意の上で行なった

2.配慮内容決定後のモニタリング・フォローアップ

- ・当該学生に対して、定期面談を行なっている
- ・その後の状況に関して、関係部署（者）に聞き取り、情報共有等を行なっている

申し出内容と配慮の提供

相談内容：母親より、学生が卒業論文を書けないことについて障害学生支援部署に相談があった。支援部署より本人との面談を求めたところ、本人は入学前に診断を受けたものの本人への告知及び障害の自認がないため、自発来談が難しく、母親を通して対応してほしいと申し出があった。

※学生本人からの意思表示はなし。母親からは下記の配慮要望があった

申し出内容1

研究発表会において通常行う投影資料なしでの発表を許可してほしい

決定した配慮内容

申し出通りの配慮の提供を決定した

配慮内容決定時点での合意形成 A.できた

合意形成できたと考える根拠:A.こちらの提案を受け入れた

事後評価:B.ニーズを完全には満たしていないが、学生も概ね満足している

事後評価の理由・詳細：学生からの自発的な意思表示はなかったものの、配慮事項について母親から学生本人に確認し、了承を得た。結果的に、発表を行うことができた

申し出内容2

人前で話す重圧を避けるために、集団での発表ではなく、個別での発表に代替してほしい

決定した配慮内容

申し出通りの配慮の提供を決定した

配慮内容決定時点での合意形成 A.できた

合意形成できたと考える根拠:A.こちらの提案を受け入れた

事後評価:B.ニーズを完全には満たしていないが、学生も概ね満足している

事後評価の理由・詳細：学生からの自発的な意思表示はなかったものの、配慮事項について母親から学生本人に確認し、了承を得た。結果的に、発表を行うことができた

申し出内容3

集団宿泊が伴う学外授業において、集団生活に困難があるため、1人で他学生とは別の宿泊施設に泊まって授業を受けることを認めてほしい

決定した配慮内容

学校が提案した配慮の提供を決定した=授業担当教員に確認したところ、宿泊時の活動が授業評価に含まれるため、他学生と別の宿泊施設に泊まることは教育の本質的変更と該当すると判断した。代わりに同じ宿泊施設内に個室を確保した。

配慮内容決定時点での合意形成 A.できた

合意形成できたと考える根拠:A.こちらの提案を受け入れた

事後評価:A.ニーズを満たし、学生も満足している

事後評価の理由・詳細：学生からの自発的な意思表示はなかったものの、配慮事項について母親から学生本人に確認し、了承を得た。授業後に本人も満足して授業に参加できた旨、母親より報告があった。

配慮内容決定後の不服、不満、苦情の申し立て

不服、不満、苦情等の申し立てはなかった。

・納得して、問題なく修学している

その後の経過、課題等

授業、研究発表ともに通過し、卒業している。

事例No.1025(ASD) 別室受験、授業の途中退室許可の配慮を実施するも、気持ちが不安定で合意と不満を繰り返す

【事例紹介】

事例が起きた時期

平成29年度

発生時期：受験時

事例が起きた学校

国立高専、学校規模： 1,000～1,999人

対象学生

学科（専攻）：工学 4年次

支援の申し出

1.支援の申し出の受付

- ・支援の申し出があった 申し出を受けた部署：B.入試担当部署
- ・支援の申し出に関する申請書（様式）がある
- ・ニーズの聞き取りのための面談を実施した

2.支援が必要とされた場面

受験・入学 授業・研究指導 キャリア教育、就職活動

申し出への対応

1.支援の申し出の受付

- ・配慮の提供について、学内の関係部署による検討・協議を行なった
- ・協議に参加した部署（者）

障害学生支援部署 入試担当部署 教務担当部署 学生相談部門

2.配慮内容決定後のモニタリング・フォローアップ

- ・その後の状況に関して、関係部署（者）に聞き取り、情報共有等を行なっている

申し出内容と配慮の提供

相談内容：音声吃音のため学力検査の別室受験

申し出内容1

試験の別室受験

決定した配慮内容

申し出通りの配慮の提供を決定した

配慮内容決定時点での合意形成 A.できた

合意形成できたと考える根拠：B.その後特に何も言っていない

事後評価：A.ニーズを満たし、学生も満足している

事後評価の理由・詳細：事前相談の内容を全面的に受け入れた。

申し出内容2

音声吃音、自閉症スペクトラムのため定期試験の別室受験

決定した配慮内容

申し出通りの配慮の提供を決定した

配慮内容決定時点での合意形成 A.できた

合意形成できたと考える根拠：B.その後特に何も言っていない

事後評価：A.ニーズを満たし、学生も満足している

事後評価の理由・詳細：学年進行とともに改善されることが期待されるといわれ、徐々に配慮を減らしてゆく予定であったが、配慮を減らすことができる兆しが見えない。

申し出内容3

自閉症スペクトラムによる授業時間中の退室

決定した配慮内容

学校が提案した配慮の提供を決定した=授業時間中の保健室退避

配慮内容決定時点での合意形成 A.できた

合意形成できたと考える根拠:A.こちらの提案を受け入れた

事後評価:D.ニーズは満たせず、学生は納得していないと思われる

事後評価の理由・詳細：授業中に保健室に退避することなく、居眠りの状態が続く。

配慮内容決定後の不服、不満、苦情の申し立て

不服、不満、苦情等の申し立てはなかった。

その後の経過、課題等

授業中居眠りすることがよくあり、主治医に確認したところ、感覚が過敏で刺激に対してとても疲れることや、薬の副作用も考えられるとのことだった。

本人からの申し出を認め、合意が成立し、全て対応しているが、気持ちが不安定で、配慮しても1時間後には気持ちが変わってしまうので、学生の反応については、「満足していない」という回答しかできなかった。

通常の授業参加に耐えられず、学内で何度も検討を重ね、保健室にいる場合も出席として取り扱うことを認めた。しかしながら、保健室でも気持ちを立て直すのが難しい状況が続いたため、昨年より非常勤職員を雇い、マンツーマンで対応することにした。定期試験は全て別室で、その職員の監視のもとで受けている。

非常勤職員の採用に当たっては、複数の候補者と当該学生が面談し、一番相性の良かった人を採用し、なんとか卒業にむけて前進している。ただし、気分の不安定さは続いており、本人からは「満足」といった様子は受け取ることができない。

事例No.1034(ASD) 課題の提出期限の配慮、グループワークが苦手なため当該クラスの変更の申し出

【事例紹介】

事例が起きた時期

平成29年度

発生時期：入学後

事例が起きた学校

私立大学、学校規模： 2,000～4,999人

対象学生

学科（専攻）：保健（医・歯学を除く）1年次

支援の申し出

1. 支援の申し出の受付

- ・支援の申し出があった 申し出を受けた部署：A.障害学生支援部署
- ・支援の申し出に関する申請書（様式）がある
- ・ニーズの聞き取りのための面談を実施した

2. 支援が必要とされた場面

授業・研究指導

申し出への対応

1. 支援の申し出の受付

- ・配慮の提供について、学内の関係部署による検討・協議を行なった
- ・協議に参加した部署（者）
障害学生支援部署 学生生活支援担当部署 教育部門

・配慮内容の決定は建設的対話を通じて学生との合意の上で行なった

2. 配慮内容決定後のモニタリング・フォローアップ

- ・当該学生に対して、定期面談を行なっている
- ・その後の状況に関して、関係部署（者）に聞き取り、情報共有等を行なっている

申し出内容と配慮の提供

相談内容：朝が辛く、気持ちに波が出てきている
リズムのバランスが崩れてしまっている

申し出内容1

課題の提出期限の配慮してほしい

決定した配慮内容 検討中

配慮内容決定時点での合意形成

事後評価の理由・詳細：出席状況が安定せず、出席回数不足となる科目が増えてきており、アドバイザー教員は該当学生との面談を多くしているが、出席状況改善には余り結びつかない。支援の戦略を見直す必要あり

申し出内容2

コミュニケーションが取りにくいので、グループワークの時には支援をしてほしい

決定した配慮内容 検討中

配慮内容決定時点での合意形成

申し出内容3

英語のクラスを変えて欲しい

決定した配慮内容

申し出通りの配慮の提供を決定した

配慮内容決定時点での合意形成 A.できた

合意形成できたと考える根拠:B.その後特に何も言ってきていない

事後評価:B.ニーズを完全には満たしていないが、学生も概ね満足している

事後評価の理由・詳細：出席要件を満たし、単位取得ができたため。英語のクラスは、最初は音楽を使っのグループワークだった。本人は、グループワークや討論、ディスカッションが苦手のため、そのような形式でない授業を希望した。変更後は、講義形式の授業となったので、うまくいき、英語に関しては不満はなくなった。

配慮内容決定後の不服、不満、苦情の申し立て

不服、不満、苦情等の申し立てはなかった。

その後の経過、課題等

記載なし

事例No.1130(ASD) 文字の読み、単語の意味の理解に時間がかかるため、授業中の友人のサポートについて申し出

【事例紹介】

事例が起きた時期

平成29年度

発生時期：授業開始後

事例が起きた学校

私立大学、学校規模： 5,000～9,999人

対象学生

学科（専攻）：人文科学 2年次

支援の申し出

1. 支援の申し出の受付

- ・支援の申し出があった
- ・支援の申し出に関する申請書（様式）がある

2. 支援が必要とされた場面

授業・研究指導

申し出への対応

1. 支援の申し出の受付

- ・配慮の提供について、学内の関係部署による検討・協議を行なった
- ・協議に参加した部署（者）

障害学生支援部署 教務担当部署 教育部門 学生相談部門

- ・決定した配慮内容について学内関係部署に配慮依頼書を配付した

2. 配慮内容決定後のモニタリング・フォローアップ

- ・当該学生に対して、感想・不満等の聞き取りを行なった
- ・その後の状況に関して、関係部署（者）に聞き取り、情報共有等を行なっている

申し出内容と配慮の提供

申し出内容1

友人のサポートを受けることについて認めてほしい

決定した配慮内容

申し出通りの配慮の提供を決定した

文字の読み（カタカナの「シ」と「ツ」の判読等）や単語の意味の確認に時間がかかるため、授業中に臨席の友人に聞く等のサポートを受けたいとのことだったため、授業担当教員に配慮依頼をした。

配慮内容決定時点での合意形成 A. できた

合意形成できたと考える根拠:A.こちらの提案を受け入れた

事後評価:C.ニーズを満たせなかったが、学生は理解し、我慢している

事後評価の理由・詳細：学生自身に気分、体調の波があり、ときに「周囲から理解されない」との内容を面談で話していることや、障がい特性が周囲に理解されにくく、誤解を受けるよう場面が生じていると感じるため。

配慮内容決定後の不服、不満、苦情の申し立て

不服、不満、苦情等の申し立てはなかった。

その後の経過、課題等

記載なし

事例No.733(発達障害の重複) 授業中の居眠りを注意する、出席コード入力の確認、口頭指示の文字化の申し出

【事例紹介】

事例が起きた時期

平成29年度

発生時期：入学後

事例が起きた学校

私立大学、学校規模： 1,000～1,999人

対象学生

学科（専攻）：理学 1年次

支援の申し出

1.支援の申し出の受付

- ・支援の申し出があった 申し出を受けた部署：A.障害学生支援部署
- ・支援の申し出に関する申請書（様式）がある
- ・ニーズの聞き取りのための面談を実施した

2.支援が必要とされた場面

授業・研究指導 実習、フィールドワーク等 事務窓口での対応

申し出への対応

1.支援の申し出の受付

- ・配慮の提供について、学内の関係部署による検討・協議を行なった
- ・協議に参加した部署（者）

障害学生支援部署

教育部門

- ・配慮内容の決定は建設的対話を通じて学生との合意の上で行なった
- ・決定した配慮内容について学内関係部署に配慮依頼書を配付した

2.配慮内容決定後のモニタリング・フォローアップ

- ・特にフォローアップは行っていない

行っていない理由：本人から退学の申出があり受理したため

申し出内容と配慮の提供

相談内容：面談時に以下の診断内容報告とともに、申出内容を相談した。

- ・広汎性発達障害（自閉症スペクトラム症）
- ・注意欠如症
- ・日中過剰眠気
- ・高次神経心理機能障害

申し出内容1

「日中過剰眠気」により、授業中に眠っている場合、なるべく起こしてほしい。

決定した配慮内容 配慮の不提供を決定した

不提供の理由：A.高等教育機関としての本来の業務に付随するものではなかったため

授業中の居眠りを注意して改めさせる支援希望について、申出のある学生へ指導することのみ、科目担当教員へ周知することは高等教育機関として対応できないと説明。寧ろ、本人申出の原因である病状を緩和させるため、医学的治療を集中的に受けることを優先させてはどうかと提案。

配慮内容決定時点での合意形成 A.できた

合意形成できたと考える根拠:A.こちらの提案を受け入れた

事後評価:C.ニーズを満たせなかったが、学生は理解し、我慢している

事後評価の理由・詳細：相談申出時、該当学生は授業へ殆ど出席できておらず、出席すること、居眠りの原因を特定の上、医学的治療を受けることを提案したが、本人の状態改善には至らなかった。単位取得はおろか授業への出席もできずに退学を願った。

申し出内容2

広汎性発達障害の影響もあり、授業出席時に「出席コード入力」を忘れることもあるので、授業終了後に個別確認してほしい。

決定した配慮内容 配慮の不提供を決定した

不提供の理由：B.障害者でない学生との比較において同等の機会の提供とはならないため

授業開始時に、教室内の全学生対象に「出席コード入力」の周知・説明が行われているが、教員が全学生の「出席コード入力」操作を確認することは不可能である。本人には「出席コード入力」を忘れた場合、リカバリーするため担当部署へ申し出ることを伝達した。

配慮内容決定時点での合意形成 A.できた

合意形成できたと考える根拠:B.その後特に何も言っていない

事後評価:C.ニーズを満たせなかったが、学生は理解し、我慢している

事後評価の理由・詳細：支援申出の面談時に、保護者は該当学生の修学と医学的治療とを同時進行させたい意向だったが、保護者と本人との意思疎通が不十分であることが判明。大学として、該当学生の状態を憂慮して医学的治療行為を優先させてはどうかと提案したが、保護者が最後まで両立に拘わった。

申し出内容3

広汎性発達障害の影響もあり、（本人が授業の授業出席時、窓口来室の対応時等で）口頭での指示を、メモ等の見える形での指示に変えてほしい。

決定した配慮内容

学校が提案した配慮の提供を決定した=殆どの授業では、授業中もしくは授業終了後に、資料等が配布されており、該当学生が出席すれば資料参照の上修学できる環境が整備されていることを説明。配慮依頼文書に基づいて、本人の特徴を関係者間で情報共有した。

配慮内容決定時点での合意形成 A.できた

合意形成できたと考える根拠:B.その後特に何も言っていない

事後評価:C.ニーズを満たせなかったが、学生は理解し、我慢している

事後評価の理由・詳細：該当学生の欠席状態は全く改善されず、修学意欲も著しく低い状態で、窓口へ相談来室することや“困り感”を申し出てくることも皆無であった。以上のような状態が改善されことなく、退学願が出された。

配慮内容決定後の不服、不満、苦情の申し立て

不服、不満、苦情等の申し立てはなかった。

その後の経過、課題等

記載なし

事例No.747(発達障害の重複) 課題や重要なことは、必ず書面やメールで連絡してほしいとの申し出

【事例紹介】

事例が起きた時期

平成29年度

発生時期：入学後

事例が起きた学校

公立大学、学校規模： 1,000～1,999人

対象学生

学科（専攻）：人文科学 2年次

支援の申し出

1. 支援の申し出の受付

- ・支援の申し出があった 申し出を受けた部署：C. 学生生活支援担当部署
- ・支援の申し出に関する申請書（様式）がある
- ・ニーズの聞き取りのための面談を実施した

2. 支援が必要とされた場面

授業・研究指導

申し出への対応

1. 支援の申し出の受付

- ・配慮の提供について、学内の関係部署による検討・協議を行なった
- ・協議に参加した部署（者）

学生生活支援担当部署 教務担当部署

教育部門 保健管理部門 学生相談部門

- ・配慮内容の決定は建設的対話を通じて学生との合意の上で行なった
- ・決定した配慮内容について学内関係部署に配慮依頼書を配付した

2. 配慮内容決定後のモニタリング・フォローアップ

- ・当該学生に対して、感想・不満等の聞き取りを行なった
- ・当該学生に対して、定期面談を行なっている
- ・その後の状況に関して、関係部署（者）に聞き取り、情報共有等を行なっている

申し出内容と配慮の提供

相談内容：授業に関する配慮

申し出内容1

課題や重要なことは、必ず書面やメールで連絡してほしい

決定した配慮内容

申し出通りの配慮の提供を決定した

配慮内容決定時点での合意形成 A. できた

合意形成できたと考える根拠:A.こちらの提案を受け入れた

事後評価:B.ニーズを完全には満たしていないが、学生も概ね満足している

事後評価の理由・詳細：担当教員に通知をしたが、対応を忘れる教員がいた。通知を改めて出す、個別に伝えるなどし、対応を徹底するようになった。

配慮内容決定後の不服、不満、苦情の申し立て

不服、不満、苦情等の申し立てはなかった。

その後の経過、課題等

記載なし

事例紹介（精神障害）

精神障害（神経症性障害等）

- 事例 No.773(神経症性障害等) 学期途中から座席指定となった科目で必要な配慮が行われなかったことがあった 68
- 事例 No.877(神経症性障害等) 見守りと声掛け、救急車を呼ばれると悪化につながるので保健室や教室での回復を希望 69
- 事例 No.913(神経症性障害等) グループワーク、座席、授業中の途中退室、別室受験、欠席等への配慮の申し出 70

精神障害（摂食障害・睡眠障害等）

- 事例 No.1120(摂食障害・睡眠障害等) 医務室のベッド、面談室で休養させてほしいとの申し出 72

精神障害（他の障害）

- 事例 No.793(他の精神障害) 全ての授業で別室受講や自宅での授業 DVD 視聴で出席と認めてほしいとの申し出 73
- 事例 No.965(他の精神障害) 性別違和のため、性別による分け方が必要なときの配慮、名簿記載名の変更の申し出 74

事例No.773(神経症性障害等) 学期途中から座席指定となった科目で必要な配慮が行われなかったことがあった

【事例紹介】

事例が起きた時期

平成29年度

発生時期：入学後

事例が起きた学校

私立大学、学校規模： 2,000～4,999人

対象学生

学科（専攻）：人文科学 1年次

支援の申し出

1. 支援の申し出の受付

- ・支援の申し出があった
- ・支援の申し出に関する申請書（様式）がある
- ・ニーズの聞き取りのための面談を実施した

2. 支援が必要とされた場面

授業・研究指導

申し出への対応

1. 支援の申し出の受付

- ・配慮の提供について、学内の関係部署による検討・協議を行なった
- ・協議に参加した部署（者）
教育部門 保健管理部門 学生相談部門
- ・配慮内容の決定は建設的対話を通じて学生との合意の上で行なった
- ・決定した配慮内容について学内関係部署に配慮依頼書を配付した

2. 配慮内容決定後のモニタリング・フォローアップ

- ・当該学生に対して、感想・不満等の聞き取りを行なった
- ・当該学生に対して、定期面談を行なっている
- ・その後の状況に関して、関係部署（者）に聞き取り、情報共有等を行なっている

申し出内容と配慮の提供

申し出内容1

気分が悪くなったときに退室しやすいよう、座席指定の場合には、出入口に近い座席にしてほしい

決定した配慮内容

申し出通りの配慮の提供を決定した

配慮内容決定時点での合意形成 A.できた

合意形成できたと考える根拠:A.こちらの提案を受け入れた

事後評価:B.ニーズを完全には満たしていないが、学生も概ね満足している

事後評価の理由・詳細：学期途中から座席指定に変更となった科目において、必要な配慮がなされなかった時があったが、授業担当教員に確認の上、必要な配慮がとられた。

配慮内容決定後の不服、不満、苦情の申し立て

不服、不満、苦情等の申し立てはなかった。

その後の経過、課題等

記載なし

事例No.877(神経症性障害等) 見守りと声掛け、救急車を呼ばれると悪化につながるので保健室や教室での回復を希望

【事例紹介】

事例が起きた時期

平成29年度

発生時期：入学後

事例が起きた学校

私立大学、学校規模： 2,000～4,999人

対象学生

学科（専攻）：人文科学 3年次

支援の申し出

1. 支援の申し出の受付

- ・支援の申し出があった
- ・支援の申し出に関する申請書（様式）がある

2. 支援が必要とされた場面

授業・研究指導

申し出への対応

1. 支援の申し出の受付

- ・協議に参加した部署（者）

学生生活支援担当部署 保健管理部門 学生相談部門

- ・配慮内容の決定は建設的対話を通じて学生との合意の上で行なった
- ・決定した配慮内容について学内関係部署に配慮依頼書を配付した

2. 配慮内容決定後のモニタリング・フォローアップ

- ・その後の状況に関して、関係部署（者）に聞き取り、情報共有等を行なっている

申し出内容と配慮の提供

申し出内容1

- ①症状に対しての見守りと声掛け
- ②発作時に、できるだけ救急車の要請はしないで、保健室や教室での回復を希望

決定した配慮内容

学校が提案した配慮の提供を決定した＝配慮事項及び配慮の必要性を診断書に書いてもらうよう依頼した。診断書提出後、学内で検討し、本人の申し出通りの配慮を決定した。

配慮内容決定時点での合意形成 A. できた

合意形成できたと考える根拠:B.その後特に何も言っていない

事後評価:B.ニーズを完全には満たしていないが、学生も概ね満足している

事後評価の理由・詳細：学内で発作が頻繁に起こり、対応に苦慮していたため、ら保護者や本人と話し合いをして配慮申請を促した。その結果、学内で見守りの体制がとれるようになった。学生からも特に不満は出ていない。

配慮内容決定後の不服、不満、苦情の申し立て

不服、不満、苦情等の申し立てはなかった。

その後の経過、課題等

記載なし

申し出内容2

上記の配慮が困難な場合は、自分の意見を述べるような代替手段を、当該学生との相談により決定してほしい。当該学生の意見表明については、授業の特性に合わせて可能な範囲で、テキストベースで行うようにしてほしい。当該学生から公表を望まないことの明記があれば対応してほしい。

決定した配慮内容

申し出通りの配慮の提供を決定した

配慮内容決定時点での合意形成 A.できた

合意形成できたと考える根拠:A.こちらの提案を受け入れた

事後評価:A.ニーズを満たし、学生も満足している

事後評価の理由・詳細：テキストベースでの意見やレポート提出の配慮を継続している。

申し出内容3

発表時のメンバーについては、関係する教職員や安心できる学生メンバーとなるように、授業の特性に合わせて可能な範囲で対応してほしい。

決定した配慮内容

申し出通りの配慮の提供を決定した

配慮内容決定時点での合意形成 A.できた

合意形成できたと考える根拠:A.こちらの提案を受け入れた

事後評価:A.ニーズを満たし、学生も満足している

事後評価の理由・詳細：別に時間を取り発表する等、安心できるグループで発表している。

申し出内容4

教室内に人が多く密集している教室では、退室しやすい席を確保し、授業中の体調不良時には、退室の許可をしてほしい。

決定した配慮内容

申し出通りの配慮の提供を決定した

配慮内容決定時点での合意形成 A.できた

合意形成できたと考える根拠:A.こちらの提案を受け入れた

事後評価:A.ニーズを満たし、学生も満足している

事後評価の理由・詳細：体調不良時には退出して保健室で休養している。

申し出内容5

4名以下の人数で、「別室受験」ができるように配慮します（可能であれば、1名の別室で試験を受けられるようにします）。

決定した配慮内容

申し出通りの配慮の提供を決定した

配慮内容決定時点での合意形成 A.できた

合意形成できたと考える根拠:A.こちらの提案を受け入れた

事後評価:A.ニーズを満たし、学生も満足している

事後評価の理由・詳細：別室試験を受けることができた。

申し出内容6

出席が困難な際の配慮について

欠席せざるを得ない体調となり出席日数の不足が考えられる場合、授業の特性に合わせて可能な範囲で、当該学生からの相談を受けたいと対応すること

決定した配慮内容

申し出通りの配慮の提供を決定した

配慮内容決定時点での合意形成 A.できた

合意形成できたと考える根拠:A.こちらの提案を受け入れた

事後評価:C.ニーズを満たせなかったが、学生は理解し、我慢している

事後評価の理由・詳細：本人からの相談がなかったため、欠席時の対応をしないうまま単位を落とした。

配慮内容決定後の不服、不満、苦情の申し立て

不服、不満、苦情等の申し立てはなかった。

その後の経過、課題等

その後も同様の合理的配慮を継続している。意見のやり取り場面で参加の困難さが増加している。体調面の症状が出ているため、不参加が続くと『教育の本質変更不可』から単位の修得が困難となる。

事例No.1120(摂食障害・睡眠障害等) 医務室のベッド、面談室で休養させてほしいとの申し出

【事例紹介】

事例が起きた時期

平成29年度

発生時期：授業開始後

事例が起きた学校

私立大学、学校規模： 5,000～9,999人

対象学生

学科(専攻)：人文科学 3年次

支援の申し出

1. 支援の申し出の受付

- ・支援の申し出があった 申し出を受けた部署：A.障害学生支援部署
- ・支援の申し出に関する申請書(様式)がある

2. 支援が必要とされた場面

授業・研究指導 実習、フィールドワーク等 事務窓口での対応 式典、行事、説明会、シンポジウム等への参加
キャリア教育、就職活動 医務室で休養

申し出への対応

1. 支援の申し出の受付

- ・協議に参加した部署(者)
障害学生支援部署 学生生活支援担当部署 教務担当部署
教育部門 保健管理部門 学生相談部門

- ・配慮内容の決定は建設的対話を通じて学生との合意の上で行なった

2. 配慮内容決定後のモニタリング・フォローアップ

- ・特にフォローアップは行っていない

行っていない理由：学生相談室や学部配慮を行っている学生。休養を兼ねて医務室を利用するよう見学に修学支援コーディネータと来室したが、その後も医務室利用はなかった。

申し出内容と配慮の提供

相談内容：授業と授業の空き時間に医務室で休養したい。学内で安らげる場所を増やしたい。(医務室)

申し出内容1

医務室のベッド、面談室で休養させてほしい

決定した配慮内容

申し出通りの配慮の提供を決定した

配慮内容決定時点での合意形成 A.できた

合意形成できたと考える根拠：B.その後特に何も言ってきていない

事後評価：B.ニーズを完全には満たしていないが、学生も概ね満足している

事後評価の理由・詳細：医務室で休養することがなかった。本人の中では安心して過ごせる場所となるように、必要時には声掛けを行うようにし、信頼関係の構築に努めたい。

配慮内容決定後の不服、不満、苦情の申し立て

不服、不満、苦情等の申し立てはなかった。

その後の経過、課題等

複数名同様に学生の支援が必要になった際、人員的に対応できない恐れがある。

事例No.793(他の精神障害) 全ての授業で別室受講や自宅での授業DVD視聴で出席と認めて欲しいとの申し出

【事例紹介】

事例が起きた時期

平成29年度

発生時期：授業開始後

事例が起きた学校

私立大学、学校規模： 5,000～9,999人

対象学生

学科（専攻）：人文科学 2年次

支援の申し出

1. 支援の申し出の受付

- ・支援の申し出があった 申し出を受けた部署：H.学生相談部門
- ・支援の申し出に関する申請書（様式）がある
- ・ニーズの聞き取りのための面談を実施した

2. 支援が必要とされた場面

授業・研究指導

申し出への対応

1. 支援の申し出の受付

- ・協議に参加した部署（者）

学生相談部門

- ・配慮内容の決定過程に当該学生は参加せず、決定後に通知した

2. 配慮内容決定後のモニタリング・フォローアップ

- ・特にフォローアップは行なっていない

行なっていない理由：当該学生が登校できず面談ができないため

申し出内容と配慮の提供

申し出内容1

パニック障害があり、電車に乗ることが困難で授業に出られないため、全ての授業において別室での受講や自宅で授業のDVDを観ることで参加と認められるようにして欲しいとの申し出。

決定した配慮内容 配慮の不提供を決定した

不提供の理由：C.教育の目的・内容・機能の本質的な変更となるため

保護者からの電話での依頼があったが、学生自身の意思確認ができず、建設的対話が困難であった。

配慮内容決定時点での合意形成 B.できなかった

事後評価：D.ニーズは満たせず、学生は納得していないと思われる

事後評価の理由・詳細：来室の呼びかけに応じない

配慮内容決定後の不服、不満、苦情の申し立て

不服、不満、苦情等の申し立てはなかった。

その後の経過、課題等

保護者から上記依頼があり、後日学生相談室で学生本人に面談をして状況と意志を確認し、必要な配慮を検討するための根拠資料(診断書)が必要となる旨を伝えた。その後診断書が学生相談室宛に郵送され、それに基づく話し合いの機会を求めたが来校が困難であったため、まずは治療、療養を優先することを助言した。その後転学部を希望する運びとなった。

事例No.965(他の精神障害) 性別違和のため、性別による分け方が必要なときの配慮、名簿記載名の変更の申し出

【事例紹介】

事例が起きた時期

平成29年度

発生時期：入学後

事例が起きた学校

私立大学、学校規模： 5,000～9,999人

対象学生

学科（専攻）：人文科学 1年次

支援の申し出

1.支援の申し出の受付

- ・支援の申し出があった 申し出を受けた部署：G.保健管理部門
- ・支援の申し出に関する申請書（様式）がある
- ・ニーズの聞き取りのための面談を実施した

2.支援が必要とされた場面

授業・研究指導 実習、フィールドワーク等 事務窓口での対応

申し出への対応

1.支援の申し出の受付

- ・配慮の提供について、学内の関係部署による検討・協議を行なった
- ・協議に参加した部署（者）
学生生活支援担当部署 教務担当部署 施設・設備担当部署 教育部門 保健管理部門
- ・配慮内容の決定は建設的対話を通じて学生との合意の上で行なった
- ・決定した配慮内容について学内関係部署に配慮依頼書を配付した

2.配慮内容決定後のモニタリング・フォローアップ

- ・当該学生に対して、感想・不満等の聞き取りを行なった

申し出内容と配慮の提供

相談内容：性同一性障害に伴う相談。

申し出内容1

男女ごとや男女でペアなどの分け方をする場合の配慮。

決定した配慮内容

学校が提案した配慮の提供を決定した=男女ごとや男女ペアなどの分け方をする場合によっては、本人の意向を確認してもらう

配慮内容決定時点での合意形成 A.できた

合意形成できたと考える根拠：B.その後特に何も言ってきていない

事後評価：B.ニーズを完全には満たしていないが、学生も概ね満足している

事後評価の理由・詳細：男女共用のトイレを複数にする等の対応も行い、本人も活用している。

申し出内容2

名簿の記載名を変更してほしい

決定した配慮内容 配慮の不提供を決定した

不提供の理由：A.高等教育機関としての本来の業務に付随するものではなかったため

戸籍名など本人の将来に向けた意向や方向性が明確ではなかったこともあり、本人了解のうえ、名簿の記載名のみ変更するといった対応しないことを決定した。

配慮内容決定時点での合意形成 A.できた

合意形成できたと考える根拠：A.こちらの提案を受け入れた

事後評価：B.ニーズを完全には満たしていないが、学生も概ね満足している

事後評価の理由・詳細：事後に不自由さを訴えてきてはならず、現状での不都合は確認されていない。

配慮内容決定後の不服、不満、苦情の申し立て

不服、不満、苦情等の申し立てはなかった。

その後の経過、課題等

記載なし

事例紹介（その他の障害）

事例 No.859 瞳孔が開きにくく、まぶしいと目を開けてもらえないため、サングラス着用許可、座席配慮の申し出	76
事例 No.1110 過呼吸発作に関する対応、課題や授業資料の提供に関する申し出	77
事例 No.1127 長時間の筆記が困難なため、試験の論述解答は、PC 解答または代筆者を立ててほしいとの申し出	79
事例 No.1141 化学物質過敏症のため、別室でリアルタイム配信を受講または録画を自宅で受講してほしいとの申し出	80

事例No.859 瞳孔が開きにくく、まぶしいと目を開けてもらえないため、サングラス着用許可、座席配慮の申し出

【事例紹介】

事例が起きた時期

平成29年度

発生時期：記入なし

事例が起きた学校

私立大学、学校規模： 1,000～1,999人

対象学生

学科（専攻）：人文科学 1年次

支援の申し出

1. 支援の申し出の受付

- ・支援の申し出があった 申し出を受けた部署：J.その他
- ・支援の申し出に関する申請書（様式）がある
- ・ニーズの聞き取りのための面談を実施した

2. 支援が必要とされた場面

授業・研究指導

申し出への対応

1. 支援の申し出の受付

- ・配慮の提供について、学内の関係部署による検討・協議を行なった
- ・協議に参加した部署（者）
学生生活支援担当部署 教務担当部署
教育部門 保健管理部門 学生相談部門
- ・配慮内容の決定は建設的対話を通じて学生との合意の上で行なった
- ・決定した配慮内容について学内関係部署に配慮依頼書を配付した

2. 配慮内容決定後のモニタリング・フォローアップ

- ・当該学生に対して、定期面談を行なっている

申し出内容と配慮の提供

申し出内容1

サングラスの着用許可。座席の配慮（光が強く差しこまないところに座りたい）

決定した配慮内容

申し出通りの配慮の提供を決定した

瞳孔が開きにくい症状が出ていて、スライドを見たり、光が多く差し込んだりすると、まぶしくて目を開けてもらえない。座席配慮については、当初は固定の優先席を用意していたが、授業の時間帯によって光の加減が変わり、固定席では対応できていないことがわかったため、本人が優先席のタグを持って授業に参加し、自分で席を選択するように変更した。人数の多い授業では、本人にも早めに行き席を確保してもらうようにした。

配慮内容決定時点での合意形成

A. できた

合意形成できたと考える根拠：申し出内容について合意形成したものの、実施までに時間がかかった。

事後評価：B. ニーズを完全には満たしていないが、学生も概ね満足している

事後評価の理由・詳細：学内でできる合理的配慮は実施しているため、完全に光を避けることはできない場合も理解の上で学生生活を送っている。

配慮内容決定後の不服、不満、苦情の申し立て

不服、不満、苦情等の申し立てはなかった。

その後の経過、課題等

記載なし

事例No.1110 過呼吸発作に関する対応、課題や授業資料の提供に関する申し出

【事例紹介】

事例が起きた時期

発生時期：入学後

事例が起きた学校

公立大学、学校規模： 2,000～4,999人

対象学生

学科（専攻）：非公表

支援の申し出

1. 支援の申し出の受付

- ・支援の申し出があった 申し出を受けた部署：C. 学生生活支援担当部署
- ・支援の申し出に関する申請書（様式）がある

2. 支援が必要とされた場面

授業・研究指導

申し出への対応

1. 支援の申し出の受付

- ・配慮の提供について、学内の関係部署による検討・協議を行なった
- ・協議に参加した部署（者）
学生生活支援担当部署 教育部門
- ・配慮内容の決定は建設的対話を通じて学生との合意の上で行なった

2. 配慮内容決定後のモニタリング・フォローアップ

- ・当該学生に対して、感想・不満等の聞き取りを行なった

申し出内容と配慮の提供

申し出内容1

過度に緊張したり焦ったりすると、過呼吸の症状が出ることもある。授業中に過呼吸の症状が出たときには、教室を出て廊下などで落ち着くまで待つという自己対処を行うことを、授業担当教員に知ってほしい。（全科目）

決定した配慮内容

申し出通りの配慮の提供を決定した

配慮内容決定時点での合意形成 A. できた

合意形成できたと考える根拠：A. こちらの提案を受け入れた

事後評価：A. ニーズを満ち、学生も満足している

事後評価の理由・詳細：教員に伝わったということが学生の安心につながった。

申し出内容2

授業中に教員が注意などをするときの口調や声の大きさによっては、自分が怒られているような気がして、過呼吸の症状が出ることもある。（特定科目）

決定した配慮内容

学校が提案した配慮の提供を決定した＝職員から該当教員にそのことを伝え、配慮してもらうように依頼する。

配慮内容決定時点での合意形成 A. できた

合意形成できたと考える根拠：A. こちらの提案を受け入れた

事後評価：B. ニーズを完全には満たしていないが、学生も概ね満足している

事後評価の理由・詳細：該当教員が注意などをするときの口調や声の大きさがすっかり変わるということはないが、教員に伝わったということが学生の安心につながった。

申し出内容3

資料が配付されず、書き写しと聞き取りが同時に必要になる授業では、説明を聞くことに集中するとメモがとれない。授業に使うスライドでよいので、復習ができるように提供してもらいたい。(特定科目)

決定した配慮内容

申し出通りの配慮の提供を決定した

配慮内容決定時点での合意形成 A.できた

合意形成できたと考える根拠:A.こちらの提案を受け入れた

事後評価:A.ニーズを満たし、学生も満足している

事後評価の理由・詳細：教員が、他の受講者との公平性も加味して、複数回分まとめて全員に資料配付を行うという方法で対応した。

申し出内容4

授業時間内に課題を終わらせることができない場合に、自分の空き時間に取り組めるようにしてほしい。(特定科目)

決定した配慮内容

申し出通りの配慮の提供を決定した

配慮内容決定時点での合意形成 A.できた

合意形成できたと考える根拠:A.こちらの提案を受け入れた

事後評価:A.ニーズを満たし、学生も満足している

事後評価の理由・詳細：授業の資料や課題はeラーニングシステムで提供され、学生が空き時間に取り組むことができる。

配慮内容決定後の不服、不満、苦情の申し立て

不服、不満、苦情等の申し立てはなかった。

その後の経過、課題等

記載なし

事例No.1127長時間の筆記が困難なため、試験の論述解答は、PC解答または代筆者を立ててほしいとの申し出

【事例紹介】

事例が起きた時期

平成29年度

発生時期：授業開始後

事例が起きた学校

私立大学、学校規模： 5,000～9,999人

対象学生

学科（専攻）：人文科学 3年次

支援の申し出

1.支援の申し出の受付

- ・支援の申し出があった
- ・支援の申し出に関する申請書（様式）がある

2.支援が必要とされた場面

授業・研究指導
定期試験時の配慮

申し出への対応

1.支援の申し出の受付

- ・配慮の提供について、学内の関係部署による検討・協議を行なった
- ・協議に参加した部署（者）
障害学生支援部署 教務担当部署 教育部門
- ・配慮内容の決定は建設的対話を通じて学生との合意の上で行なった
- ・決定した配慮内容について学内関係部署に配慮依頼書を配付した

2.配慮内容決定後のモニタリング・フォローアップ

- ・特にフォローアップは行っていない

行っていない理由：適時学生と個別確認を行っているため。

申し出内容と配慮の提供

申し出内容1

障害のため、手がしびれる、筆記はできるが長時間になると痛みが生じて続けられないなどの困難がある。試験時に論述解答しなければならない科目は、PCにて解答、または代筆者を立ててほしい

決定した配慮内容

学校が提案した配慮の提供を決定した=PC解答のみ認めた

PC持込を許可するかどうかは、各教科の担当教員の判断。持ち込みが認められた教科については「とても助かりました」という報告があったが、認められなかった教科については、一般の学生と同じ方法で試験を受けたものと思う。

配慮内容決定時点での合意形成 A.できた

合意形成できたと考える根拠:A.こちらの提案を受け入れた

事後評価:C.ニーズを満たせなかったが、学生は理解し、我慢している

事後評価の理由・詳細：一部の科目以外は、PC持ち込みを認められなかったため。

配慮内容決定後の不服、不満、苦情の申し立て

不服、不満、苦情等の申し立てはなかった。

その後の経過、課題等

記載なし

事例No.1141 化学物質過敏症のため、別室でリアルタイム配信を受講または録画を自宅で受講したいとの申し出

【事例紹介】

事例が起きた時期

平成29年度

発生時期：進級時

事例が起きた学校

国立大学、学校規模： 5,000～9,999人

対象学生

学科（専攻）：農学 3年次

支援の申し出

1. 支援の申し出の受付

- ・支援の申し出があった 申し出を受けた部署：A.障害学生支援部署
- ・支援の申し出に関する申請書（様式）がある
- ・ニーズの聞き取りのための面談を実施した

2. 支援が必要とされた場面

授業・研究指導 実習、フィールドワーク等

申し出への対応

1. 支援の申し出の受付

- ・配慮の提供について、学内の関係部署による検討・協議を行なった
- ・協議に参加した部署（者）

障害学生支援部署

教育部門

- ・配慮内容の決定は建設的対話を通じて学生との合意の上で行なった

2. 配慮内容決定後のモニタリング・フォローアップ

- ・当該学生に対して、感想・不満等の聞き取りを行なった
- ・その後の状況に関して、関係部署（者）に聞き取り、情報共有等を行なっている

申し出内容と配慮の提供

申し出内容1

化学物質過敏症の学生から、他の学生がつけている香水や化粧品、新建材等に反応し体調不良になり通常の講義室で授業を受講できないため、大学内の別室でリアルタイム配信を受講する及びリアルタイムで視聴できない場合は録画したものを自宅で受講したいの要望があった。

決定した配慮内容

学校が提案した配慮の提供を決定した=録画を自宅で受講することを認めると出席管理ができず、他の学生との平等性を保てないため、基本的に大学内の別室でリアルタイム配信を受講することを許可した。（出席をとらない一部講義については、担当教員と相談のうえ、自宅での録画受講を許可した。）

配慮内容決定時点での合意形成 A.できた

合意形成できたと考える根拠:A.こちらの提案を受け入れた

事後評価:D.ニーズは満たせず、学生は納得していないと思われる

事後評価の理由・詳細：自宅での録画受講の要望がまだあり、今後検討する必要があるため。

配慮内容決定後の不服、不満、苦情の申し立て

不服、不満、苦情等の申し立てはなかった。

その後の経過、課題等

入試の事前相談で、「別室で酸素ボンベ持込」との記載があったため、本人と保護者に大学に来てもらい面談した。その際、大学のカリキュラムを説明。本人は農学部志望のため、実験もあることを伝えた。本人の志望学科の意志は固く受験した。担当教諭に個別に相談し、最終的に、欠席や途中退室も認め、他の学生と同室で受講とのこと、本人も納得していた。しかしながら、実際に始まると、その配慮内容でもつらいとのこと、1～2年生の時点では休みがちになった。そのため、2年の後期からリアルタイム配信で、別室で受講できるようにした。1学期につき、4～5科目、週2～3回学校に来て見ている。必ず指定の教室で観ると決めたわけではなく、ビデオカメラ配信と同時に、非公開設定の動画配信サービスを利用して、学生のみが見られるようにしている講義もあるので、自宅で観たりもしている。

事例紹介 相談機関の事例

事例 No.44(視覚障害・弱視) 視覚障害のある留学生に学校職員が付き添って来庁、同行援護利用を希望……………	84
事例 No.41(肢体不自由・下肢機能障害) 車椅子利用の入学希望者から特別教育支援員設置事業は使えるか質問……………	85
事例 No.43(肢体不自由・下肢機能障害) 車での通学許可があったが学舎工事の際に車での通学を拒否されたとの相談……………	86
事例 No.46(発達障害・ADHD) 根拠資料を提出したが配慮が受けられず学力や学業意欲の不足とされたとの相談……………	87
事例 No.45(発達障害・ASD) 入学後の単身生活(スケジュール管理、整理整頓等)についての相談……………	88
事例 No.47(発達障害の重複) 発達障害・緘黙を理由に必修授業の振り替えを希望したが対応してもらえないとの相談……………	89
事例 No.49(精神障害・他の精神障害) 授業中に何の説明もなく皆の前で叱責され、恐怖心で学校に行けなくなったとの相談……………	90
事例 No.48(記載なし) 通学支援、学生生活における生活介助等に関する保護者からの相談……………	91

事例No.44(視覚障害・弱視) 視覚障害のある留学生に学校職員が付き添って来庁、同行援護利用を希望

【事例紹介】

事例が起きた時期

平成29年度

事例が起きた学校

私立大学

当該学生の属性

発生時期： その他 障害種別： 視覚障害（弱視）

学科（専攻）： 記載なし 年次： 1

相談にいたる経緯

相談者： 本人

相談内容：

学生が他市より当市転入。

視覚障がいのある留学生のため、学校職員が付き添って、窓口来庁。

日常生活における同行援護利用を希望される。

機関の対応

希望される福祉サービスの給付について説明。

視覚障がいのある学生に移動に必要な情報を提供するサービスである同行援護を利用するための申請手続きを案内。

その後の経過、課題等

平成29年度は手続きが完了せず、申請が保留になる。

平成30年4月に再度、学校職員が学生に付き添って来庁。

平成30年度に同行援護給付決定をおこなった。

通常の福祉サービス給付として対応したため、学科は不明。担当者も決めていない。

事例No.41(肢体不自由・下肢機能障害) 車椅子利用の入学希望者から特別教育支援員設置事業は使えるか質問

【事例紹介】

事例が起きた時期

平成29年度

事例が起きた学校

国立大学

当該学生の属性

発生時期： 受験時 障害種別： 肢体不自由（下肢機能障害）

学科(専攻)： 記載なし 年次： 記載なし

相談にいたる経緯

相談者： 該当の国立大学

相談内容： 通学支援、学生生活における生活介助等について

車椅子を利用している入学希望者から、特別教育支援員設置事業は使えるかと質問があった。特別教育支援員設置事業について教えてほしい。また、対象とならない場合の対応について教えてほしい。

機関の対応

当該校に伝達した

当該校との対応について助言した

特別教育支援員設置事業は大学は対象外であることを伝達。

配慮については当事者と話し合い、どのような方法がよいか具体的に検討し進めていく必要があると助言。

その後の経過、課題等

その後の連絡は特になし。

事例No.43(肢体不自由・下肢機能障害) 車での通学許可があったが学舎工事の際に車での通学を拒否されたとの相談

【事例紹介】

事例が起きた時期

平成29年度

事例が起きた学校

記載なし

当該学生の属性

発生時期： 入学後 障害種別： 肢体不自由（下肢機能障害）

学科（専攻）： 記載なし 年次： 記載なし

相談にいたる経緯

相談者： 本人

相談内容： 支援の申し出に関する学校の対応について

身体障害のある学生が車での通学を認められていたにも関わらず、学舎工事のために車での通学を拒否された。

機関の対応

当該校との間に立って調整した

当該校との対応について助言した

大学を訪問し、差別解消法等について説明をした。また、文部科学省の対応指針の中に、障害のある学生に駐車場を確保することが具体例として記載されていることを説明し、駐車場所の確保を依頼した。

その後の経過、課題等

事例No.46(発達障害・ADHD) 根拠資料を提出したが配慮が受けられず学力や学業意欲の不足とされたとの相談

【事例紹介】

事例が起きた時期

平成29年度

事例が起きた学校

公立大学

当該学生の属性

発生時期： 授業開始後 障害種別： 発達障害（ADHD）

学科（専攻）： 工学 年次： 3

相談にいたる経緯

相談者： 本人

相談内容： 支援の申し出に関する学校の対応について

- ・大学に入学する以前から障がいがあることを伝え、専門機関からの情報提供書を提出していたにもかかわらず、大学側から支援が受けられていない。
- ・大学側から合理的配慮が受けられず、ただ学力不足や学業への意欲不足とされている。

機関の対応

当該校に伝達した 他の機関や人を紹介した

- ・当該障害福祉担当課に相談内容を引き継ぎ、対応を依頼する。
- ・大学側に対し、本人・保護者からの相談内容を伝え、今後も合理的配慮をするよう連絡する。

その後の経過、課題等

- ・当該市は、以前より保護者から相談を受けており、大学側へ相談内容を伝えている。また、大学は、大学内での障害者差別職員対応要領に基づき合理的配慮を行なっている。当該市からは、今後、保護者から相談を受けたことを大学側へその都度引き継ぐことは困難であるという回答を受けている。

事例No.45(発達障害・ASD) 入学後の単身生活（スケジュール管理、整理整頓等）についての相談

【事例紹介】

事例が起きた時期

平成29年度

事例が起きた学校

記載なし

当該学生の属性

発生時期： 記載なし 障害種別： 発達障害（ASD）

学科（専攻）： 記載なし 年次： 1

相談にいたる経緯

相談者： 本人

相談内容：

入学後の単身生活に向けた支援について

機関の対応

当該学生の障害理解、意思表示等に関して支援した

予定を詰め込みすぎて体調不良になる、整理整頓ができないなどの特性があったので、特性に配慮して、関係機関と情報交換しながら支援した。

その後の経過、課題等

事例No.47(発達障害の重複) 発達障害・緘黙を理由に必修授業の振り替えを希望したが対応してもらえないとの相談

【事例紹介】

事例が起きた時期

平成29年度

事例が起きた学校

私立大学

当該学生の属性

発生時期： 入学後 障害種別： 発達障害（発達障害の重複）

学科（専攻）： 人文科学 年次： 3

相談にいたる経緯

相談者： 保護者

相談内容： 通学支援、学生生活における生活介助等について

ディスカッションが必須の必修授業があるが、発達障害および緘黙であるため発言ができない。必修を別の科目に振り替えることを希望したが、対応してくれない。

機関の対応

当該校との対応について助言した 傾聴した。

その後の経過、課題等

平成30年4月に相談者から再び相談あり。学校側より代替案を提示されてはいるものの、解決はされていない様子であった。

私立大学において合理的配慮の提供が努力義務である中で、建設的対話をどのように双方が納得いくようになっていくかという点が課題であると感じました。

事例No.49(精神障害・他の精神障害) 授業中に何の説明もなく皆の前で叱責され、恐怖心で学校に行けなくなったとの相談

【事例紹介】

事例が起きた時期

平成29年度

事例が起きた学校

記載なし

当該学生の属性

発生時期： 授業開始後 障害種別： 精神障害（他の精神障害）

学科（専攻）： その他 年次： 2

相談にいたる経緯

相談者： 本人

相談内容：

英語の授業（教師も生徒も英語）で日本語で答えると、何の説明も受けられず、皆の前で叱責された。学部相談窓口にご相談したが支援が受けられず、授業への恐怖から学校に行けなくなった。本人の障害に配慮して、優しく接して欲しい。

機関の対応

当該校に伝達した

その後の経過、課題等

大学では、当課相談の一年以上前から相談を受け、対応中とのことだった。その後相談者と連絡がとれなくなり、対応に至らなかった。

事例No.48（記載なし）通学支援、学生生活における生活介助等に関する保護者からの相談

【事例紹介】

事例が起きた時期

平成29年度

事例が起きた学校

私立大学

当該学生の属性

発生時期： 入学後 障害種別： 記載なし

学科（専攻）： 記載なし 年次： 2

相談にいたる経緯

相談者： 保護者

相談内容： 通学支援、学生生活における生活介助等について

機関の対応

居住市町を通じて、過去から関わっている相談支援専門員を中心にニーズや課題の整理と対応の検討をしてもらうこととした。

その後の経過、課題等

市としては、大学を交えた話し合いの機会を設けたいと考えているが、本人の家族から大学へ話をするのは待つてほしいと言われ、待っている状態。以後不明。

協力者会議

独立行政法人日本学生支援機構は、『「障害者差別解消法」施行に伴う障害学生に関する紛争の防止・解決等事例集』を作成・構築するにあたり、必要な検討を行なう外部有識者からなる協力者会議を設置しました。

『「障害者差別解消法」施行に伴う障害学生に関する紛争の防止・解決等事例集』

協力者会議設置要項

平成28年4月13日

理事裁定

(目的)

第1条 この要項は、独立行政法人日本学生支援機構が『「障害者差別解消法」施行に伴う障害学生に関する紛争の防止・解決等事例集』（以下「事例集」という。）を作成・構築するにあたり必要な検討を行なう外部有識者からなる協力者会議（以下「会議」という。）の設置に関して、必要な事項を定める。

(会議の役割)

第2条 会議は、次に掲げる事項について検討する。

- (1)事例集に関する事例の収集方法について
- (2)事例集に関する関係機関へのヒアリングについて
- (3)事例集に関する事例の随時の情報提供の受付方法について
- (4)事例集のデータベース仕様について
- (5)その他必要な事項

(会議の組織及び協力者の委嘱)

第3条 会議は、5名程度の協力者をもって組織する。

- 2 協力者は、理事長が委嘱する。
- 3 協力者の任期は、委嘱を受けた日から同年度の3月31日までとし、再任を妨げない。
- 4 会議は、必要に応じて、協力者以外の者の協力を得ることができる。

(会議の運営)

第4条 会議に必要なに応じ議長を置き、協力者の互選によってこれを定める。

- 2 議長は、会議を総理する。
- 3 議長に事故があるときは、あらかじめ議長の指名する協力者がその職務を代行する。
- 4 議長の任期は、選任された日から同年度の3月31日までとし、再任を妨げない。

(庶務)

第5条 会議の庶務は、学生生活部において処理する。

(雑則)

第6条 この要項に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、別に定める。

附則

この要項は、平成28年4月13日から施行する。

協力者

(五十音順・敬称略)

柏倉秀克 日本福祉大学社会福祉学部 教授／学生支援センター センター長

川島 聡 岡山理科大学経営学部経営学科 准教授

近藤武夫 東京大学先端科学技術研究センター 准教授

白澤麻弓 筑波技術大学障害者高等教育研究支援センター障害者支援研究部 准教授

村田 淳 京都大学学生総合支援センター 准教授／チーフコーディネーター

索引（支援の場面別）

該当場面については、事例内容から、あてはまる場面を選んでいきます。事例本文中の「支援が必要とされた場面」には、学校の回答を掲載しています。

支援の場面（受験・入学）

視覚障害の事例

事例 No.1113(盲)通学支援の実施（支援学生募集・サポートマニュアル作成・通学路の安全確保等）…………… 2

聴覚・言語障害の事例

事例 No.948(難聴)講義でのマイク使用の支援を実施したが、教員のマイク使用が不徹底…………… 14

事例 No.1021(難聴)他学生や教員に聴覚障害理解がなく疎外感を感じるとの不服申し立て…………… 17

事例 No.1081(難聴)配慮を受けていると気づかれたいとできる限り音声認識機器による支援を希望…………… 19

発達障害の事例

事例 No.1025(ASD)別室受験、授業の途中退室許可の配慮を実施するも、気持ちが不安定で合意と不満を繰り返す…………… 58

支援の場面（授業・研究）

視覚障害の事例

事例 No.1113(盲)通学支援の実施（支援学生募集・サポートマニュアル作成・通学路の安全確保等）…………… 2

聴覚・言語障害の事例

事例 No.781(聾)グループワーク及び学外実習に手話通訳をつけてほしいとの申し出	8
事例 No.851(聾)講義での教員のマイク使用、授業中に席を移動することについての申し出	10
事例 No.865(聾)ノートテイクを受けていた学生の音声認識アプリでの支援へ切り替え	11
事例 No.948(難聴)講義でのマイク使用の支援を実施したが、教員のマイク使用が不徹底	14
事例 No.991(難聴)通信教育課程のスクーリングにおけるノートテイク雇用費用の一部負担の申し出	15
事例 No.1013(難聴)不満の声はないが、教員のマイク使用、ノートテイクの配置等が不十分	16
事例 No.1021(難聴)他学生や教員に聴覚障害理解がなく疎外感を感じるとの不服申し立て	17
事例 No.1081(難聴)配慮を受けていると気づかれたいとできる限り音声認識機器による支援を希望	19

肢体不自由の事例

事例 No.856(下肢機能障害)実験が必要な学科の選択及び緊急対応に課題のある土日祝日の在寮を希望	23
事例 No.861(上下肢機能障害)感染症対策、トイレ介助者の帯同、待機場所の確保等の申し出	25
事例 No.916(上下肢機能障害)一部授業の計画的選択による長期履修制度の活用、保健室の積極的利用	26
事例 No.993(上下肢機能障害)書字困難で筆記に時間がかかるため、スマートフォンによる板書の撮影を許可	28

病弱・虚弱の事例

事例 No.813(内部障害等)休憩室の確保、車椅子移動への施設整備、別室受験、試験時間延長等の申し出	34
事例 No.847(内部障害等)別室受験、欠席した授業の補講、保健室で授業を同時受講するためのシステム構築の申し出	36
事例 No.862(内部障害等)欠席配慮、宿泊オリエンテーションでの食事・トイレ・入浴への配慮、留学実現への配慮等	38

事例 No.794(他の慢性疾患)面談時の教員のコメントが教育を受ける権利の侵害にあたるのではない かとの苦情申し立て……………	40
事例 No.923(他の慢性疾患)時間延長不可となった英語の試験で、どうしても許可して欲しいとの不 服申し立て……………	43

重複の事例

事例 No.800(重複)必要な支援が受けられない、聴覚過敏や発達障害について相談できる所を紹介 して欲しいとの不服申し立て……………	46
--	----

発達障害の事例

事例 No.782(ASD)提出物の提出期限に聞き取れなかったこと等を質問するための猶予、実験での援 助の申し出……………	52
事例 No.925(ASD)教育実習先で体調不良時に休憩できる場所の提供についての申し出……………	53
事例 No.953(ASD)課題やテスト範囲の板書、質問のメール対応、居場所の確保、授業中の指名に ついての申し出……………	54
事例 No.1006(ASD)障害自認がない(告知されていない)ため意思表示のない学生に関する保護 者からの支援の申し出……………	56
事例 No.1025(ASD)別室受験、授業の途中退室許可の配慮を実施するも、気持ちが不安定で合 意と不満を繰り返す……………	58
事例 No.733(発達障害の重複)授業中の居眠りを注意する、出席コード入力の確認、口頭指示の文 字化の申し出……………	63
事例 No.747(発達障害の重複)課題や重要なことは、必ず書面やメールで連絡してほしいとの申し出 ……………	65

精神障害の事例

事例 No.773(神経症性障害等)学期途中から座席指定となった科目で必要な配慮が行なわれなかつ たことがあった……………	68
事例 No.877(神経症性障害等)見守りと声掛け、救急車を呼ばれると悪化につながるので保健室や 教室での回復を希望……………	69
事例 No.913(神経症性障害等)グループワーク、座席、授業中の途中退室、別室受験、欠席等への 配慮の申し出……………	70
事例 No.793(他の精神障害)全ての授業で別室受講や自宅での授業DVD視聴で出席と認めて欲し いとの申し出……………	73

事例 No.965(他の精神障害)性別違和のため、性別による分け方が必要なときの配慮、名簿記載名
の変更の申し出…………… 74

その他の障害の事例

事例 No.859(その他の障害)瞳孔が開きにくく、まぶしいと目を開けていられないため、サングラス着用許
可、座席配慮の申し出…………… 76

事例 No.1110(その他の障害)過呼吸発作に関する対応、課題や授業資料の提供に関する申し出
…………… 77

事例 No.1141(その他の障害)化学物質過敏症のため、別室でリアルタイム配信を受講または録画を
自宅で受講したいとの申し出…………… 80

支援の場面（実習等）

視覚障害の事例

事例 No.1113(盲)通学支援の実施（支援学生募集・サポートマニュアル作成・通学路の安全確保
等）…………… 2

聴覚・言語障害の事例

事例 No.781(聾)グループワーク及び学外実習に手話通訳をつけてほしいとの申し出…………… 8

事例 No.851(聾)講義での教員のマイク使用、授業中に席を移動することについての申し出…………… 10

事例 No.865(聾)ノートイクを受けていた学生の音声認識アプリでの支援へ切り替え…………… 11

事例 No.1013(難聴)不満の声はないが、教員のマイク使用、ノートテイクの配置等が不十分……………
…………… 16

事例 No.1021(難聴)他学生や教員に聴覚障害理解がなく疎外感を感じるとの不服申し立て……………
…………… 17

肢体不自由の事例

事例 No.861(上下肢機能障害)感染症対策、トイレ介助者の帯同、待機場所の確保等の申し出・
…………… 25

事例 No.856(下肢機能障害)実験が必要な学科の選択及び緊急対応に課題のある土日祝日の在寮を希望	23
事例 No.916(上下肢機能障害)一部授業の計画的選択による長期履修制度の活用、保健室の積極的利用	26
事例 No.958(上下肢機能障害)学外実習時のトイレ介助を行政サービス、家族、学校派遣のヘルパーで対応	27
事例 No.993(上下肢機能障害)書字困難で筆記に時間がかかるため、スマートフォンによる板書の撮影を許可	28

病弱・虚弱の事例

事例 No.813(内部障害等)休憩室の確保、車椅子移動への施設整備、別室受験、試験時間延長等の申し出	34
事例 No.847(内部障害等)別室受験、欠席した授業の補講、保健室で授業を同時受講するためのシステム構築の申し出	36
事例 No.794(他の慢性疾患)面談時の教員のコメントが教育を受ける権利の侵害にあたるのではないかと苦情申し立て	40

重複の事例

事例 No.837(重複) 宿泊研修(必須)での、車椅子見学・バリアフリーの宿泊設備・食事内容に関する支援の申し出	48
---	----

発達障害の事例

事例 No.782(ASD)提出物の提出期限に聞き取れなかったこと等を質問するための猶予、実験での援助の申し出	52
事例 No.925(ASD)教育実習先で体調不良時に休憩できる場所の提供についての申し出	53
事例 No.953(ASD)課題やテスト範囲の板書、質問のメール対応、居場所の確保、授業中の指名についての申し出	54
事例 No.1006(ASD)障害自認がない(告知されていない)ため意思表示のない学生に関する保護者からの支援の申し出	56
事例 No.1034(ASD)課題の提出期限の配慮、グループワークが苦手なため当該クラスの変更の申し出	60
事例 No.733(発達障害の重複)授業中の居眠りを注意する、出席コード入力の確認、口頭指示の文字化の申し出	63

精神障害の事例

事例 No.965(他の精神障害)性別違和のため、性別による分け方が必要なときの配慮、名簿記載名
の変更の申し出…………… 74

その他の障害の事例

事例 No.1141(その他の障害)化学物質過敏症のため、別室でリアルタイム配信を受講または録画を
自宅で受講したいとの申し出…………… 80

支援の場面（式典・行事）

視覚障害の事例

事例 No.1113(盲)通学支援の実施（支援学生募集・サポートマニュアル作成・通学路の安全確保
等）…………… 2

聴覚・言語障害の事例

事例 No.991(難聴)通信教育課程のスクーリングにおけるノートテイク雇用費用の一部負担の申し出
…………… 15

事例 No.1021(難聴)他学生や教員に聴覚障害理解がなく疎外感を感じるとの不服申し立て ……
…………… 17

事例 No.1081(難聴)配慮を受けていると気づかれたくないとできる限り音声認識機器による支援を希
望…………… 19

肢体不自由の事例

事例 No.861(上下肢機能障害)感染症対策、トイレ介助者の帯同、待機場所の確保等の申し出・
…………… 25

事例 No.916(上下肢機能障害)一部授業の計画的選択による長期履修制度の活用、保健室の積
極的利用…………… 26

病弱・虚弱の事例

- 事例 No.813(内部障害等)休憩室の確保、車椅子移動への施設整備、別室受験、試験時間延長等の申し出…………… 34
- 事例 No.862(内部障害等)欠席配慮、宿泊オリエンテーションでの食事・トイレ・入浴への配慮、留学実現への配慮等…………… 38

支援の場面（寮・施設）

視覚障害の事例

- 事例 No.1113(盲)通学支援の実施（支援学生募集・サポートマニュアル作成・通学路の安全確保等）…………… 2

肢体不自由の事例

- 事例 No.856(下肢機能障害)実験が必要な学科の選択及び緊急対応に課題のある土日祝日の在寮を希望…………… 23
- 事例 No.861(上下肢機能障害)感染症対策、トイレ介助者の帯同、待機場所の確保等の申し出…………… 25

支援の場面（試験・単位）

聴覚・言語障害の事例

- 事例 No.781(聾)グループワーク及び学外実習に手話通訳をつけてほしいとの申し出…………… 8
- 事例 No.948(難聴)講義でのマイク使用の支援を実施したが、教員のマイク使用が不徹底…………… 14
- 事例 No.991(難聴)通信教育課程のスクーリングにおけるノートテイク雇用費用の一部負担の申し出…………… 15
- 事例 No.1021(難聴)他学生や教員に聴覚障害理解がなく疎外感を感じるとの不服申し立て…………… 17

肢体不自由の事例

事例 No.797(下肢機能障害)卒業まで全力でサポートと言われたが実際は違ったとの不服申し立て …………… 22

病弱・虚弱の事例

事例 No.847(内部障害等)別室受験、欠席した授業の補講、保健室で授業を同時受講するためのシステム構築の申し出 …………… 36

重複の事例

事例 No.800(重複)必要な支援が受けられない、聴覚過敏や発達障害について相談できる所を紹介して欲しいとの不服申し立て …………… 46

発達障害の事例

事例 No.1006(ASD)障害自認がない（告知されていない）ため意思表示のない学生に関する保護者からの支援の申し出 …………… 56

事例 No.1025(ASD)別室受験、授業の途中退室許可の配慮を実施するも、気持ちが不安定で合意と不満を繰り返す …………… 58

精神障害の事例

事例 No.913(神経症性障害等)グループワーク、座席、授業中の途中退室、別室受験、欠席等への配慮の申し出 …………… 70

支援の場面（その他）

視覚障害の事例

事例 No.1113(盲)通学支援の実施（支援学生募集・サポートマニュアル作成・通学路の安全確保等） …………… 2

事例 No.728(弱視)通学路の一部に歩行者支援音響信号機を設置してほしいとの申し出 …………… 4

事例 No.732(弱視)学内で貸与しているモバイル拡大読書器を留学先にも持参したいとの申し出 …
..... 5

聴覚・言語障害の事例

事例 No.1021(難聴)他学生や教員に聴覚障害理解がなく疎外感を感じるとの不服申し立て ……
..... 17

肢体不自由の事例

事例 No.916(上下肢機能障害)一部授業の計画的選択による長期履修制度の活用、保健室の積
極的利用 …………… 26

病弱・虚弱の事例

事例 No.862(内部障害等)欠席配慮、宿泊オリエンテーションでの食事・トイレ・入浴への配慮、留学
実現への配慮等 …………… 38

その他の障害の事例

事例 No.859(その他の障害)瞳孔が開きにくく、まぶしいと目を開けていられないため、サングラス着用許
可、座席配慮の申し出 …………… 76

「障害者差別解消法」施行に伴う障害のある学生に関する
紛争の防止・解決等事例集

平成 30 年度収集事例

平成 31 年 3 月

独立行政法人日本学生支援機構

学生生活部障害学生支援課

〒135-8630 東京都江東区青海 2-2-1

電話：03-5520-6176 FAX：03-5520-6051

E-Mail：tokubetsushien@jasso.go.jp